

○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
（傍線部は改正部分）

改正後

改正前

		<p>一 時分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する時分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p>	
<p>実効選択度</p>		<p>感度</p>	<p>項目</p>
<p>相互変調特性</p>	<p>隣接チャネル選択度</p>	<p>スプリアス・レスポンス</p>	<p>特性</p>
<p>規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から一〇〇kHz及び二〇〇kHz離れた変調のない各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が六〇デシベル</p>	<p>規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇kHz離れた符号長三二、七六七ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が四五デシベル</p>	<p>規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が六〇デシベル</p>	<p>規格感度（符号基準感度）（送信装置の送信速度の許容値と同じ送信速度の標準符号化試験信号（符号長五一一ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号をいう。以下同じ。）で変調された希望波を加えた場合において、符号長二一、五五六ビットの信号に対するビット誤り率が百分の一となる受信機入力電圧をいう。以下この項、第六項、第十八項及び第二十項において同じ。）の規格値をいう。以下同じ。）が二マイクロボルト</p>

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	感度	
	基地局	陸上移動局
実効選択度	スプリアス・レスポンス	スプリアス・レスポンス
特性	<p>希望波（毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が（一）一七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下</p> <p>希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が（一）一〇四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（二）二五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が〇・五%以下</p>	<p>希望波の周波数から（一）kHz及び（二）〇kHz離れた周波数（五）において、それぞれ移動局シミュレータ出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八</p> <p>1 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合</p> <p>希望波の周波数から（H）一、一〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四二・四デシベル高い変調された妨害波を加えた場</p>

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	感度	
	基地局	陸上移動局
実効選択度	スプリアス・レスポンス	スプリアス・レスポンス
特性	<p>希望波（毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が（一）一七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下</p> <p>希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が（一）一〇四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（二）二五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が〇・五%以下</p>	<p>希望波の周波数から（一）kHz及び（二）〇kHz離れた周波数（五）において、それぞれ移動局シミュレータ出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八</p> <p>1 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合</p> <p>希望波の周波数から（H）九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四八デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合</p>

	相互変調特性	
七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	希望波の周波数から()kHz及び()kHz(複号同順とする。離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータ出力より七二デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	<p>合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>希望波の周波数から()kHz</p> <p>一、一〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四九デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p> <p>希望波の周波数から()kHz、二七〇kHz及び()kHz、六四〇kHz(複号同順とする。離れた周波数において、希望波の受信電力より五〇デシベル高い、変調のない妨害波及び変調された妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

	相互変調特性	
七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	希望波の周波数から()kHz及び()kHz(複号同順とする。離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータ出力より七二デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	<p>合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>希望波の周波数から()kHz</p> <p>九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より七一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p> <p>希望波の周波数から()kHz、七〇〇kHz(複号同順とする。離れた周波数において、移動局クラス(実効輻射電力が一デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以上八デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以下のものをいう。)では希望波の受信電力が(一)七デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))及び移動局クラス(実効輻射電力が(一)七デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以上四デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以下のものをいう。))及び移動局クラス(実効輻射電力が(一)七デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以上四デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以下のものをいう。))</p>

項目	基地局	希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては(一)一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては(一)一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	陸上移動局	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、七一八MHzを超える八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一四・三デシベル、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下

項目	基地局	希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては(一)一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては(一)一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	陸上移動局	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、七一八MHzを超える八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一四・三デシベル、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下

3 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四四・九MHz

項目	基地局	希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては(一)一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては(一)一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	陸上移動局	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、七一八MHzを超える八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下

電力より五八デシベル高い二つの変調のない妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下

項目	基地局	希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては(一)一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては(一)一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	陸上移動局	希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルとする。ただし、七一八MHzを超える八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下

3 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHz

を超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	感度	実効選別度	
		スプリ アス・レ スポ ン	相互変
基地局	希望波(毎秒九・六キロビット)の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一一九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下	希望波の周波数から(一・二五MHz離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より八〇デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	希望波の周波数から(
陸上移動局	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(二)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が〇・五%以下	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(一)五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数のうち中心のもの五MHz離れた周波数において、希望波の受信電力(搬送波の数が三のものにあつては、当該三の搬送波の受信電力の総和とする。以下ヒの欄において同じ。)より七三デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下	搬送波の数が一のものにあ

を超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	感度	実効選別度	
		スプリ アス・レ スポ ン	相互変
基地局	希望波(毎秒九・六キロビット)の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一一九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下	受信信号の拡散符号速度が、毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては希望波の周波数から(一)二五MHz離れた周波数において、毎秒三・六八六四メガチップのものにあつては希望波の周波数から(二・五MHz離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より八〇デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	受信信号の拡散符号速度
陸上移動局	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(二)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が〇・五%以下	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(一)五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数のうち中心のもの五MHz離れた周波数において、希望波の受信電力(搬送波の数が三のものにあつては、当該三の搬送波の受信電力の総和とする。以下ヒの欄において同じ。)より七三デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下	搬送波の数が一のものにあ

項目	項目		調特性
	基地局	陸上移動局	
感度	希望波(毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一一九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、九五%以上の信頼度でフ	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(二)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度	<p>調特性</p> <p>一・二五MHz及び(一)〇五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p> <p>つては希望波の周波数から(一)〇五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から(一)MHz及び(二)三・三MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、希望波の受信電力より五八デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>
4	<p>一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>		

項目	項目		調特性
	基地局	陸上移動局	
感度	希望波(毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一一九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(二)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度	<p>調特性</p> <p>が、毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては希望波の周波数から(一)二五MHz及び(二)〇五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、毎秒三・六六四〇五チップのものにあつては希望波の周波数から(一)MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p> <p>つては希望波の周波数から(一)〇五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から(一)MHz及び(二)三・三MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、希望波の受信電力より五八デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤りが一%以下</p>
4	<p>一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>		

実効選択度		隣接チャネル選択度	フレーム誤り率が1%以下
相互変調特性	度		
希望波の周波数から（一）一・二五MHz及び（二）五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、	希望波の周波数から（一）一・二五MHz及び（二）五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、フレーム誤り率が一・五%以下	希望波の周波数から（一）二・五MHz離れた周波数において（二）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調された妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、フレーム誤り率が一・五%以下	フレーム誤り率が1%以下
搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに希望波の周波数から（二）四・九MHz（複号同順とする。）離れた周波数において当該受信電力より五三デシベル高い二つの変	搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該受信電力の総和より五〇デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下	搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該受信電力より六四デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から（二）五MHz離れた周波数において当該の搬送波のうち中心のものを（一）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該の搬送波の受信電力の総和を（二）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該受信電力の総和より五〇デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下	でフレーム誤り率が〇・五%以下

実効選択度		隣接チャネル選択度	率が1%以下
相互変調特性	度		
受信信号の拡散符号速度が、毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては希望波の周波数から（一）二五MHz及び（二）五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、毎秒三・六六六四メガチップのものにあつては希望波の周波数から（一）五MHz離れた周波数において（二）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調された妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、フレーム誤り率が一・五%以下	受信信号の拡散符号速度が、毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては希望波の周波数から（一）二五MHz及び（二）五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、毎秒三・六六六四メガチップのものにあつては希望波の周波数から（一）五MHz離れた周波数において（二）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調された妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、フレーム誤り率が一・五%以下	受信信号の拡散符号速度が、毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては希望波の周波数から（一）二五MHz離れた周波数において（二）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調された妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、フレーム誤り率が一・五%以下	率が1%以下
搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに希望波の周波数から（二）四・九MHz（複号同順とする。）離れた周波数において当該受信電力より五三デシベル高い二つの変	搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該受信電力の総和より五〇デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下	搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該受信電力より六四デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から（二）五MHz離れた周波数において当該の搬送波のうち中心のものを（一）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該の搬送波の受信電力の総和を（二）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該受信電力の総和より五〇デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下	でフレーム誤り率が〇・五%以下

				かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下		調のない妨害波を同時に加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波の受信電力の総和を(一)九六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)としたときに当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から()MHz及び()MHz(複号同順とする。)離れた周波数において皆該受信電力の総和より五五デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下	
項目		特性		感度		項目	
基地局		陸上移動局		基地局		陸上移動局	
希望波(毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一七デシベル(一ミリワットを○デシ		希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(一)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でパケット誤り率が○・五%以下		希望波(毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一七デシベル(一ミリワットを○デシ		希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(一)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でパケット誤り率が○・五%以下	

二) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

三) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

				及び()MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下		調のない妨害波を同時に加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波の受信電力の総和を(一)九六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)としたときに当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から()MHz及び()MHz(複号同順とする。)離れた周波数において皆該受信電力の総和より五五デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下	
項目		特性		感度		項目	
基地局		陸上移動局		基地局		陸上移動局	
希望波(毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一七デシベル(一ミリワットを○デシ		希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(一)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でパケット誤り率が○・五%以下		希望波(毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が(一)一七デシベル(一ミリワットを○デシ		希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が(一)一〇四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(一)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の場合に、それぞれ九五%以上の信頼度でパケット誤り率が○・五%以下	

	実効選択度	
スプリアス・レスポンス	希望波の周波数から() kHz及び() kHz離れた周波数()において、それぞれ移動局シミュレータの出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一・五%以下	<p>1 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合</p> <p>希望波の周波数から() kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四二・四デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>希望波の周波数から() kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より五〇・四デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下</p>
相互変調特性	希望波の周波数から() kHz及び() kHz(複号同順とする。)離れた周波数にお	<p>希望波の周波数から() kHz及び() kHz(複号同順とする。)離れた周波数において、希望波の受信電力より五・四デシベル高い変調のない妨害波及び変調</p>

	実効選択度	
スプリアス・レスポンス	希望波の周波数から() kHz及び() kHz離れた周波数()において、それぞれ移動局シミュレータの出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一・五%以下	<p>1 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合</p> <p>希望波の周波数から() kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四九・四デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>希望波の周波数から() kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より七・四デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下</p>
相互変調特性	希望波の周波数から() kHz及び() kHz(複号同順とする。)離れた周波数にお	<p>希望波の周波数から() kHz及び() kHz(複号同順とする。)離れた周波数において、移動局クラス(実効輻射電力が一デシベル)ワットを〇デシベルとす</p>

項目	2 七・一八MHzを超え八・〇三MHz以下、八・一五MHzを超え八・九〇MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備		<p>いて、それぞれ移動局シミュレータの出力より七二デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一・五%以下</p>	<p>された妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------

項目	2 七・一八MHzを超え八・〇三MHz以下、八・一五MHzを超え八・九〇MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備		<p>いて、それぞれ移動局シミュレータの出力より七二デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一・五%以下</p>	<p>る。)以上八デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)以下のものをいう。)では希望波の受信電力より六一デシベル高い二つの変調のない妨害波を、移動局クラス(実効輻射電力が(一)三デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)以上四デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)以下のものをいう。)及び移動局クラス(実効輻射電力が(一)七デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)以上一ワットを〇デシベルとする。)以下のものをいう。)では希望波の受信電力より五八デシベル高い二つの変調のない妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が一%以下(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多重接続方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合を除く。)</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	感度
基地局	<p>希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一〇三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))を超える場合にあつては(二)一〇〇・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、ビット誤り率が〇・一%以下</p>
陸上移動局	<p>希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(二)一〇三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一〇三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二)一一四・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz</p>

	感度
基地局	<p>希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一〇三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、ビット誤り率が〇・一%以下</p>
陸上移動局	<p>希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては(二)一〇三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一〇三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二)一一四・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz</p>

3 一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二)一〇九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、 <u>一、七四四・九MHz</u> を超える。)、 <u>一、七四九・九MHz</u> を超える。)、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。とする。以下陸上移動局の欄において同じ。の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一%以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下

3 一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(二)一〇九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。とする。以下陸上移動局の欄において同じ。の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一%以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下

超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

4 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

(一)・(二) (略)

三〇五 (略)

六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	(略)	希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・ニデシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャネ

超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

4 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

(一)・(二) (略)

四〇六 (略)

七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	(略)	希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・ニデシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャネ

ル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九七・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九八・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて

ル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九七・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九八・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて

一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周

一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周

(略)	(略)	<p>波数の電波を使用するものにあつては(一)九〇・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
-----	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 (略) 七・八 (略) 九 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して

(略)	(略)	<p>波数の電波を使用するものにあつては(一)九〇・三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
-----	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 (略) 八・九 (略) 十 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して

通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局（デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。）との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性
感度	<p>一 変調方式がマルチサブキャリア一六値直交振幅変調方式のもの 規格感度（符号基準感度（送信装置の送信速度の許容値と同じ送信速度の標準符号化試験信号（符号長五一一ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号をいう。以下同じ。）で変調された希望波を加えた場合において、符号長二、五五六ビットの信号に対するビット誤り率が百分の一となる受信機入力電圧をいう。）の規格値をいう。以下同じ。）が九デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。））</p> <p>二 変調方式が四分のπシフト四相位相変調方式のもの</p>

通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局（デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。）との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性

	実効選択度	規格感度が六デシベル (一マイクログボルトを〇 デシベルとする。)
隣接チャネル選 択度	相互変調特性	規格感度より三デシベル高い 希望波入力電圧を加えた状態 の下で、希望波から二五kHz離 れた符号長三二、七六七ビッ トの二値疑似雑音を繰り返す 信号で変調された妨害波を加 えた場合において、ビット誤 り率が百分の一となるときの その妨害波入力電圧と規格感 度との比が四二デシベル
相互変調特性		規格感度より三デシベル高い 希望波入力電圧を加えた状態 の下で、希望波から五〇kHz及 び一〇〇kHz離れた変調のない 各妨害波を加えた場合におい て、ビット誤り率が百分の一 となるときのその妨害波入力 電圧と規格感度との比が五三 デシベル

実効選択度	スプリアス・レス ポンス	<p>実効選択度</p> <p>感度</p> <p>一 変調方式がマルチサブ キャリア一六値直交振幅 変調方式のもの 規格感度が九デシベル (一マイクログボルトを基 準とする。)</p> <p>二 変調方式が四分のπシ フト四相位相変調方式の もの 規格感度が六デシベル (一マイクログボルトを基 準とする。)</p> <p>規格感度より三デシベル高い 希望波入力電圧を加えた状態 の下で、変調のない妨害波を 加えた場合において、ビット 誤り率が百分の一となるとき のその妨害波入力電圧と規格 感度との比が五三デシベル</p>
-------	-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

十〇十三 (略)

十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移动通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(表略)

十五・十六 (略)

十一〇十四 (略)

十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、**時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局**、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移动通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(表略)

十六・十七 (略)

隣接チャネル選択度	規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から二五kHz離れた符号長三二、七六七ビットの二値疑似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が四二デシベル
相互変調特性	規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇kHz及び一〇〇kHz離れた変調のない各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が五三デシベル

十七 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及びPHSの基地局を除く。）の審査に適用する受信設備の特性

1～4 (略)

十八～二十二 (略)

十八 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（**時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局**、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及びPHSの基地局を除く。）の審査に適用する受信設備の特性

1～4 (略)

十九～二十三 (略)

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示（傍線部分は改正部分）
 新旧対照表

改正後		改正前															
<p>一 テレメーター用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）用</p> <p>1 <u>三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下</u>の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>2 <u>四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下</u>の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下</u>の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>二〇十 (略)</p> <p>十一 ミリ波レーダー（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。）用</p>	<p>一 テレメーター用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）用</p> <p>1 <u>三二五MHz帯</u>の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>2 <u>四〇〇MHz帯</u>の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>一、二〇〇MHz帯</u>の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>二〇十 (略)</p> <p>十一 ミリ波レーダー（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。）用</p>	<table border="1"> <tr> <td>周波数</td> <td>空中線電力</td> </tr> <tr> <td>六〇・五 GHz</td> <td>〇・〇一ワット以下</td> </tr> <tr> <td>七六・五 GHz</td> <td>〇・〇一ワット以下</td> </tr> <tr> <td><u>七九・五 GHz</u></td> <td><u>〇・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における</u></td> </tr> </table>	周波数	空中線電力	六〇・五 GHz	〇・〇一ワット以下	七六・五 GHz	〇・〇一ワット以下	<u>七九・五 GHz</u>	<u>〇・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における</u>	<table border="1"> <tr> <td>周波数</td> <td>空中線電力</td> </tr> <tr> <td>六〇・五 GHz</td> <td>〇・〇一ワット以下</td> </tr> <tr> <td>七六・五 GHz</td> <td>〇・〇一ワット以下</td> </tr> </table>	周波数	空中線電力	六〇・五 GHz	〇・〇一ワット以下	七六・五 GHz	〇・〇一ワット以下
周波数	空中線電力																
六〇・五 GHz	〇・〇一ワット以下																
七六・五 GHz	〇・〇一ワット以下																
<u>七九・五 GHz</u>	<u>〇・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における</u>																
周波数	空中線電力																
六〇・五 GHz	〇・〇一ワット以下																
七六・五 GHz	〇・〇一ワット以下																

十二
〜十四
(略)

平均電力が五マイクロワット
以下であること。

十二
〜十四
(略)

○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める告示

新旧対照表

(傍線部は変更部分)

平成二十四年総務省告示第四百二十二号

平成元年郵政省告示第五十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第一号注³⁶⁾に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を次のように定める。

なお、平成元年郵政省告示第五十号(別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件)は、**廃止する。**

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
一 142.93MHzを超え142.99MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	12 (10 ⁻⁶)
二 169.39MHzを超え169.81MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
三 322MHzを超え323MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	10 (10 ⁻⁶)
四 402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備(設備規則第49条の14第3号ただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。)	100 (10 ⁻⁶)
五 420MHzを超え430MHz以下又は440MHzを超え450MHz以下の周波数の電波を使用する医療用テレメーター用の無線設備	10 (10 ⁻⁶)
1 平成元年郵政省告示第42号(特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。)第2項第3号のもの	20 (10 ⁻⁶)
2 告示第42号第2項第4号及び第5号のもの	20 (10 ⁻⁶)

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第一号注³¹⁾の規定に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を次のように定める。

次の表の左欄に掲げる**周波数帯の電波を使用する**特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

周波数帯	周波数の許容偏差
142.93MHzを超え142.99MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	12 (10 ⁻⁶)
169.39MHzを超え169.81MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
322MHzを超え323MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	10 (10 ⁻⁶)
402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備(設備規則第49条の14第3号ただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。)	100 (10 ⁻⁶)
420MHzを超え430MHz以下又は440MHzを超え450MHz以下の周波数の電波を使用する医療用テレメーター用の無線設備	10 (10 ⁻⁶)
1 平成元年郵政省告示第42号(特定小電力無線局の 用途 、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。)第2項第3号のもの	20 (10 ⁻⁶)
2 告示第42号第2項第4号及び第5号のもの	20 (10 ⁻⁶)

六	806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
七	915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
八	1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号 第1項第5号(一) のもの	3 (10 ⁻⁶)

	806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
	915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
	1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号 第1項第4号(一) のもの	3 (10 ⁻⁶)

○平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を改正する告示

新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十の二から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号の二、第二十一号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の三まで及び第六十三号に掲げる無線設備</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二の二から第十一号の四まで、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十の二から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号の二、第二十一号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号から第五十二号の三まで、第五十四号から第五十四号の三まで、第五十六号及び第六十三号に掲げる無線設備</p>

○平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を改正する告示 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

<p>一 (略)</p> <p>二 一五〇MHz帯(一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数帯をいう。)又は四〇〇MHz帯(三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数帯をいう。)の周波数の電波を使用する簡易無線局（次項及び第四項に掲げるものを除く。）（表略）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る簡易無線局</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 一五〇MHz帯又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（次項及び第四項に掲げるものを除く。）（表略）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る簡易無線局</p>
<p>周波数</p> <p>一五四・四四三七五 MHz₄</p> <p>一五四・四五 MHz₄</p> <p>一五四・四六二五 MHz₄</p> <p>一五四・四六八七五 MHz₄</p> <p>一五四・四七五 MHz₄</p> <p>一五四・四八一二五 MHz₄</p> <p>一五四・四八七五 MHz₄</p> <p>一五四・四九三七五 MHz₄</p> <p>一五四・五 MHz₄</p> <p>一五四・五〇六二五 MHz₄</p> <p>一五四・五一二五 MHz₄</p> <p>一五四・五一八七五 MHz₄</p> <p>一五四・五二五 MHz₄</p> <p>一五四・五三一二五 MHz₄</p> <p>一五四・五三七五 MHz₄</p> <p>一五四・五四三七五 MHz₄</p> <p>一五四・五五 MHz₄</p> <p>一五四・五五六二五 MHz₄</p> <p>三五二・二〇六二五 MHz₄</p> <p>三五二・二一 MHz₄</p>	<p>周波数</p> <p>三五二・二〇六二五 MHz₄</p> <p>三五二・二一 MHz₄</p>
<p>空中線電力</p> <p>五ワット以下</p>	<p>空中線電力</p> <p>五ワット以下</p>
<p>電波の型式</p> <p>G₁C</p> <p>G₁D</p> <p>G₁E</p> <p>G₁F</p> <p>R₂C</p> <p>R₂D</p> <p>R₂E</p> <p>R₂F</p> <p>F₁C</p> <p>F₁D</p> <p>F₁E</p> <p>F₁F</p>	<p>電波の型式</p> <p>G₁C</p> <p>G₁D</p> <p>G₁E</p> <p>G₁F</p> <p>R₂C</p> <p>R₂D</p> <p>R₂E</p> <p>R₂F</p> <p>F₁C</p> <p>F₁D</p> <p>F₁E</p> <p>F₁F</p>

三五一・二二二五 MHz ₂	三五一・二一八七五 MHz ₂	三五一・二二二五 MHz ₂	三五一・二三一二五 MHz ₂	三五一・二三三二五 MHz ₂	三五一・二四三七五 MHz ₂	三五一・二二五 MHz ₂	三五一・二五六二五 MHz ₂	三五一・二六二五 MHz ₂	三五一・二六八七五 MHz ₂	三五一・二七五 MHz ₂	三五一・二八一二五 MHz ₂	三五一・二八七五 MHz ₂	三五一・二九三七五 MHz ₂	三五一・三 MHz ₂	三五一・三〇六二五 MHz ₂	三五一・三一二五 MHz ₂	三五一・三一八七五 MHz ₂	三五一・三二五 MHz ₂	三五一・三三一二五 MHz ₂	三五一・三三七五 MHz ₂	三五一・三四三七五 MHz ₂	三五一・三五 MHz ₂	三五一・三五六二五 MHz ₂	三五一・三六二五 MHz ₂	三五一・三六八七五 MHz ₂	三五一・三七五 MHz ₂	三五一・三八一二五 MHz ₂	四六七 MHz ₂	四六七・〇〇六二五 MHz ₂	四六七・〇一二五 MHz ₂	四六七・〇一八七五 MHz ₂

三五一・二二二五 MHz ₂	三五一・二一八七五 MHz ₂	三五一・二二二五 MHz ₂	三五一・二三一二五 MHz ₂	三五一・二三三二五 MHz ₂	三五一・二四三七五 MHz ₂	三五一・二二五 MHz ₂	三五一・二五六二五 MHz ₂	三五一・二六二五 MHz ₂	三五一・二六八七五 MHz ₂	三五一・二七五 MHz ₂	三五一・二八一二五 MHz ₂	三五一・二八七五 MHz ₂	三五一・二九三七五 MHz ₂	三五一・三 MHz ₂	三五一・三〇六二五 MHz ₂	三五一・三一二五 MHz ₂	三五一・三一八七五 MHz ₂	三五一・三二五 MHz ₂	三五一・三三一二五 MHz ₂	三五一・三三七五 MHz ₂	三五一・三四三七五 MHz ₂	三五一・三五 MHz ₂	三五一・三五六二五 MHz ₂	三五一・三六二五 MHz ₂	三五一・三六八七五 MHz ₂	三五一・三七五 MHz ₂	三五一・三八一二五 MHz ₂	四六七 MHz ₂	四六七・〇〇六二五 MHz ₂	四六七・〇一二五 MHz ₂	四六七・〇一八七五 MHz ₂

四六七・〇二五 MHz
四六七・〇三一二五 MHz
四六七・〇三七五 MHz
四六七・〇四三七五 MHz
四六七・〇五 MHz
四六七・〇五六二五 MHz
四六七・〇六二五 MHz
四六七・〇六八七五 MHz
四六七・〇七五 MHz
四六七・〇八一二五 MHz
四六七・〇八七五 MHz
四六七・〇九三七五 MHz
四六七・一 MHz
四六七・一〇六二五 MHz
四六七・一一二五 MHz
四六七・一一八七五 MHz
四六七・一二五 MHz
四六七・一三一二五 MHz
四六七・一三七五 MHz
四六七・一四三七五 MHz
四六七・一五 MHz
四六七・一五六二五 MHz
四六七・一六二五 MHz
四六七・一六八七五 MHz
四六七・一七五 MHz
四六七・一八一二五 MHz
四六七・一八七五 MHz
四六七・一九三七五 MHz
四六七・二 MHz
四六七・二〇六二五 MHz
四六七・二一二五 MHz
四六七・二一八七五 MHz

四六七・〇二五 MHz
四六七・〇三一二五 MHz
四六七・〇三七五 MHz
四六七・〇四三七五 MHz
四六七・〇五 MHz
四六七・〇五六二五 MHz
四六七・〇六二五 MHz
四六七・〇六八七五 MHz
四六七・〇七五 MHz
四六七・〇八一二五 MHz
四六七・〇八七五 MHz
四六七・〇九三七五 MHz
四六七・一 MHz
四六七・一〇六二五 MHz
四六七・一一二五 MHz
四六七・一一八七五 MHz
四六七・一二五 MHz
四六七・一三一二五 MHz
四六七・一三七五 MHz
四六七・一四三七五 MHz
四六七・一五 MHz
四六七・一五六二五 MHz
四六七・一六二五 MHz
四六七・一六八七五 MHz
四六七・一七五 MHz
四六七・一八一二五 MHz
四六七・一八七五 MHz
四六七・一九三七五 MHz
四六七・二 MHz
四六七・二〇六二五 MHz
四六七・二一二五 MHz
四六七・二一八七五 MHz

<p>一五四・五六二五 MHz</p> <p>一五四・五六八七五 MHz</p>	<p>四六七・二二五 MHz</p> <p>四六七・二三一二五 MHz</p> <p>四六七・二三七五 MHz</p> <p>四六七・二四三七五 MHz</p> <p>四六七・二五 MHz</p> <p>四六七・二五六二五 MHz</p> <p>四六七・二六二五 MHz</p> <p>四六七・二六八七五 MHz</p> <p>四六七・二七五 MHz</p> <p>四六七・二八一二五 MHz</p> <p>四六七・二八七五 MHz</p> <p>四六七・二九三七五 MHz</p> <p>四六七・三 MHz</p> <p>四六七・三〇六二五 MHz</p> <p>四六七・三一二五 MHz</p> <p>四六七・三一八七五 MHz</p> <p>四六七・三二五 MHz</p> <p>四六七・三三一二五 MHz</p> <p>四六七・三三七五 MHz</p> <p>四六七・三四三七五 MHz</p> <p>四六七・三五 MHz</p> <p>四六七・三五六二五 MHz</p> <p>四六七・三六二五 MHz</p> <p>四六七・三六八七五 MHz</p> <p>四六七・三七五 MHz</p> <p>四六七・三八一二五 MHz</p> <p>四六七・三八七五 MHz</p> <p>四六七・三九三七五 MHz</p> <p>四六七・四 MHz</p>	<p>五ワット以下</p>	<p>G1C</p> <p>G1D</p>
------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------	-----------------------

<p>四六七・二二五 MHz</p> <p>四六七・二三一二五 MHz</p> <p>四六七・二三七五 MHz</p> <p>四六七・二四三七五 MHz</p> <p>四六七・二五 MHz</p> <p>四六七・二五六二五 MHz</p> <p>四六七・二六二五 MHz</p> <p>四六七・二六八七五 MHz</p> <p>四六七・二七五 MHz</p> <p>四六七・二八一二五 MHz</p> <p>四六七・二八七五 MHz</p> <p>四六七・二九三七五 MHz</p> <p>四六七・三 MHz</p> <p>四六七・三〇六二五 MHz</p> <p>四六七・三一二五 MHz</p> <p>四六七・三一八七五 MHz</p> <p>四六七・三二五 MHz</p> <p>四六七・三三一二五 MHz</p> <p>四六七・三三七五 MHz</p> <p>四六七・三四三七五 MHz</p> <p>四六七・三五 MHz</p> <p>四六七・三五六二五 MHz</p> <p>四六七・三六二五 MHz</p> <p>四六七・三六八七五 MHz</p> <p>四六七・三七五 MHz</p> <p>四六七・三八一二五 MHz</p> <p>四六七・三八七五 MHz</p> <p>四六七・三九三七五 MHz</p> <p>四六七・四 MHz</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

五 七 (略)	三五・一・一八八七五 MHz 三五・一・一八七五 MHz 三五・一・一八二五 MHz 三五・一・一七五 MHz 三五・一・一六八七五 MHz 一五四・六・六一二五 MHz 一五四・六・〇六二五 MHz 一五四・六・六 MHz 一五四・五・九三七五 MHz 一五四・五・八七五 MHz 一五四・五・八一二五 MHz 一五四・五・七七五 MHz		
		一ワット以下	
	F F F F R R R R G G G G - - - - - - - - - - - - F E D C F E D C F E D C	F F F R R R G - - - - - - - F D C F D C F	

五 七 (略)	三五・一・一八八七五 MHz 三五・一・一八七五 MHz 三五・一・一八二五 MHz 三五・一・一七五 MHz 三五・一・一六八七五 MHz		
		一ワット以下	
	F F F F R R R R G G G G - - - - - - - - - - - - F E D C F E D C F E D C		

○総務省告示第四百二十五号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第九十九号）の施行に伴い、平成九年郵政省告示第三百八十四号（時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度並びに電力増幅器を接続することによって空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件）は廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める告示 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

平成二十四年総務省告示第四百二十六号		平成十二年郵政省告示第七百四十四号	
<p>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を次のように定める。</p> <p>なお、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）は、廃止する。</p> <p>次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。</p>		<p>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を次のように定める。</p> <p>次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。</p>	
無線局	周波数	無線局	周波数
<p><u>1</u> 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p>	<p>718MHz を超え748MHz 以下 900MHz z を超え915MHz z 以下 1,427.9MHz z を超え1,462.9MHz z 以下 <u>(注1)</u> <u>1,744.9MHz z</u> を超え1,759.9MHz z 以下 2,010MHz z を超え2,025MHz z 以下 2,545MHz z を超え2,575MHz z 以下 2,595MHz z を超え<u>2,655MHz z</u> 以下</p>	<p>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</p>	<p>718MHz z を超え748MHz z 以下 900MHz z を超え915MHz z 以下 1,427.9MHz z を超え1,462.9MHz z 以下 <u>1,749.9MHz z</u> を超え1,759.9MHz z 以下 2,010MHz z を超え2,025MHz z 以下 2,545MHz z を超え2,575MHz z 以下 2,595MHz z を超え<u>2,625MHz z</u> 以下</p>
<p><u>2</u> 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>773MHz z を超え803MHz z 以下 945MHz z を超え960MHz z 以下 1,475.9MHz z を超え1,510.9MHz z 以下 <u>(注2)</u> <u>1,839.9MHz z</u> を超え1,854.9MHz z 以下 1,859.9MHz z を超え1,879.9MHz z 以下 <u>(注3)</u> 2,010MHz z を超え2,025MHz z 以下 2,545MHz z を超え2,575MHz z 以下 2,595MHz z を超え<u>2,655MHz z</u> 以下</p>	<p>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</p>	<p>773MHz z を超え803MHz z 以下 945MHz z を超え960MHz z 以下 1,475.9MHz z を超え1,510.9MHz z 以下 1,844.9MHz z を超え1,854.9MHz z 以下 1,859.9MHz z を超え1,879.9MHz z 以下 <u>(平成17年総務省告示第883号第2項第2号に掲げる区域に係るものを除く。)</u> 2,010MHz z を超え2,025MHz z 以下 2,545MHz z を超え2,575MHz z 以下 2,595MHz z を超え<u>2,625MHz z</u> 以下</p>
<p><u>3</u> 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工</p>	<p>137MHz z を超え138MHz z 以下 400.15MHz z を超え401MHz z 以下 1,525MHz z を超え1,545MHz z 以下</p>	<p>電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局</p>	<p>137MHz z を超え138MHz z 以下 400.15MHz z を超え401MHz z 以下 1,525MHz z を超え1,545MHz z 以下</p>

衛星局	<p>2, 170MHz を超え2, 200MHz 以下 2, 483. 5MHz を超え2, 535MHz 以下 3. 4GHz を超え4. 2GHz 以下 4. 5GHz を超え4. 8GHz 以下 7. 25GHz を超え7. 75GHz 以下 10. 7GHz を超え12. 75GHz 以下 15. 43GHz を超え15. 63GHz 以下 17. 7GHz を超え21. 2GHz 以下 22. 55GHz を超え23. 55GHz 以下 24. 45GHz を超え24. 75GHz 以下 25. 25GHz を超え27. 5GHz 以下 32GHz を超え33GHz 以下 37. 5GHz を超え42. 5GHz 以下 43. 5GHz を超え47GHz 以下 54. 25GHz を超え58. 2GHz 以下 59GHz を超え76GHz 以下 116GHz を超え134GHz 以下 158. 5GHz を超え164GHz 以下 167GHz を超え182GHz 以下 185GHz を超え190GHz 以下 191. 8GHz を超え200GHz 以下 232GHz を超え240GHz 以下</p>
4 基幹放送局	<p>526. 5kHz を超え1, 606. 5kHz 以下 3, 925kHz 3, 945kHz 5, 950kHz を超え6, 200kHz 以下 7, 100kHz を超え7, 300kHz 以下 9, 500kHz を超え9, 900kHz 以下 11, 650kHz を超え12, 050kHz 以下 13, 600kHz を超え13, 800kHz 以下 15, 100kHz を超え15, 600kHz 以下 17, 550kHz を超え17, 900kHz 以下</p>

	<p>2, 170MHz を超え2, 200MHz 以下 2, 483. 5MHz を超え2, 535MHz 以下 3. 4GHz を超え4. 2GHz 以下 4. 5GHz を超え4. 8GHz 以下 7. 25GHz を超え7. 75GHz 以下 10. 7GHz を超え12. 75GHz 以下 15. 43GHz を超え15. 63GHz 以下 17. 7GHz を超え21. 2GHz 以下 22. 55GHz を超え23. 55GHz 以下 24. 45GHz を超え24. 75GHz 以下 25. 25GHz を超え27. 5GHz 以下 32GHz を超え33GHz 以下 37. 5GHz を超え42. 5GHz 以下 43. 5GHz を超え47GHz 以下 54. 25GHz を超え58. 2GHz 以下 59GHz を超え76GHz 以下 116GHz を超え134GHz 以下 158. 5GHz を超え164GHz 以下 167GHz を超え182GHz 以下 185GHz を超え190GHz 以下 191. 8GHz を超え200GHz 以下 232GHz を超え240GHz 以下</p>
基幹放送局	<p>526. 5kHz を超え1, 606. 5kHz 以下 3, 925kHz 3, 945kHz 5, 950kHz を超え6, 200kHz 以下 7, 100kHz を超え7, 300kHz 以下 9, 500kHz を超え9, 900kHz 以下 11, 650kHz を超え12, 050kHz 以下 13, 600kHz を超え13, 800kHz 以下 15, 100kHz を超え15, 600kHz 以下 17, 550kHz を超え17, 900kHz 以下</p>

<p>21, 450 k H z を超え21, 850 k H z 以下 25, 670 k H z を超え26, 100 k H z 以下 76MHz z を超え108MHz z 以下 170MHz z を超え222MHz z 以下 470MHz z を超え770MHz z 以下 11. 7GH z を超え12. 75GH z 以下</p>	<p>21, 450 k H z を超え21, 850 k H z 以下 25, 670 k H z を超え26, 100 k H z 以下 76MHz z を超え108MHz z 以下 170MHz z を超え222MHz z 以下 470MHz z を超え770MHz z 以下 11. 7GH z を超え12. 75GH z 以下</p>
<p><u>注1</u> 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1, 427. 9MHz z を超え1, 455. 35MHz z 以下とする。</p> <p><u>2</u> 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1, 475. 9MHz z を超え1, 503. 35MHz z 以下とする。</p> <p><u>3</u> 平成17年総務省告示第883号（1. 7GH z 帯又は2GH z 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号(ニ)に掲げる区域に係るものを除く。</p>	

○デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める告示
新旧対照表

(傍線部は変更部分)

平成二十四年総務省告示第四百二十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を次のように定める。

なお、平成十四年総務省告示第二百二十九号（デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件）は、廃止する。

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途

1 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz及 一、九〇〇・二五MHz	D一D又はG一D	制御チャネル
一、八九三・六五MHz以 上、九〇五・九五MHz 以下の三〇〇kHz間隔 の周波数（一、八九 八・四五MHz及び一、 九〇〇・二五MHzを除 く四〇波）	D一C、D一D、D一E、D 一F、D一W、D一X、D七 C、D七D、D七E、D七F、 D七W、D七X、G一C、G 一D、G一E、G一F、G一 W、G一X、G七C、G七D、 G七E、G七F、G七W又は G七X	通話チャネル

2 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六 MHz、一、八九七・三	D一C、D一D、D一E、D 一F、D一X、D七C、D七	制御チャネル 又は通話チャ

平成十四年総務省告示第二百二十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途、一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を次のように定める。

なお、平成十年郵政省告示第五十号（PHSの陸上移動局が使用する電波のうち、使用できない電波として除外された周波数を定める件）は、廃止する。

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途

1 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz 一、九〇〇・二五MHz	D一D又はG一D	制御チャネル
一、八九三・六五MHz以 上、九〇五・九五MHz 以下の三〇〇kHz間隔 の周波数四〇波（一、 八九八・四五MHz及び 一、九〇〇・二五MHzを 除く）	D一C、D一D、D一E、D 一F、D一W、D一X、D七 C、D七D、D七E、D七F、 D七W、D七X、G一C、G 一D、G一E、G一F、G一 W、G一X、G七C、G七D、 G七E、G七F、G七W又は G七X	通話チャネル

2 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六 MHz、一、八九七・三	D一C、D一D、D一E、D 一F、D一X、D七C、D七	制御チャネル 又は通話チャ

四四MHz、一、八九九・〇七二MHz、一、九〇〇・八MHz及 び 一、九〇二・五二八MHz	D、D七E、D七F、D七W、D七X、F一C、F一D、F一E、F一F、F一X、F七C、F七D、F七E、F七F、F七W、F七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W又はG七X	ネル
----------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

3 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及 び 一、九〇二・九五MHz	D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W、G七X、X一C、X一D、X一E、X一F、X一X、X七C、X七D、X七E、X七F、X七W又はX七X	制御チャネル又は通話チャネル
---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

二 一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数であつて、一、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えた周波数のうち、PHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数
 一、九〇六・二五MHz、一、九〇六・八五MHz、一、九〇七・四五MHz及び一、九〇八・〇五MHz

三 PHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、一、九〇〇・二五MHz、一、九〇六・五五MHz、	D一D又はG一D	制御チャネル

四四MHz、一、八九九・〇七二MHz、一、九〇〇・八MHz、一、九〇二・五二八MHz	D、D七E、D七F、D七W、D七X、F一C、F一D、F一E、F一F、F一X、F七C、F七D、F七E、F七F、F七W、F七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W又はG七X	ネル
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

3 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz、一、九〇二・九五MHz	D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、G七F、G七W、G七X、X一C、X一D、X一E、X一F、X一X、X七C、X七D、X七E、X七F、X七W又はX七X	制御チャネル又は通話チャネル
-------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

二 PHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、一、九〇〇・二五MHz、一、九〇六・五五MHz、	D一D、G一D	制御チャネル

<p>一、九〇七・一五 MHz 及び 二、九〇七・七五 MHz</p>		
<p>一、八八四・六五 MHz 以上、<u>九一五・五五 MHz</u> 以下の三〇〇 kHz 間隔の周波数（一、八九八・四五 MHz 及び一、九〇〇・二五 MHz 並びに<u>九〇六・二五 MHz</u> 以上、<u>九〇八・〇五 MHz</u> 以下の周波数を除く<u>九五波</u>）</p>	<p>D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D一W、D七C、D七D、D七E、D七F、D七X、D七W、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G一W、G七C、G七D、G七E、G七F、<u>G七X</u> 又は G七W</p>	<p>通話チャネル</p>

<p>一、九〇七・一五 MHz 二、九〇七・七五 MHz 三、<u>九一六・七五 MHz</u> 四、<u>九一七・三五 MHz</u> 五、<u>九一七・九五 MHz</u> 六、<u>九一六・一五 MHz</u></p>	<p>D一D、G一D</p>	<p>予備制御チャネル（電波の伝搬障害時等の予備として使用する制御チャネル）</p>
<p>一、八八四・六五 MHz 以上、<u>九一九・四五 MHz</u> 以下の三〇〇 kHz 間隔の周波数 <u>百六波</u>（一、八九八・四五 MHz 及び一、九〇〇・二五 MHz 並びに<u>九一五・八五 MHz</u> 以上、<u>九一八・二五 MHz</u> 以下の周波数を除く。）</p>	<p>D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D一W、D七C、D七D、D七E、D七F、D七X、D七W、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G一W、G七C、G七D、G七E、G七F、G七X、G七W</p>	<p>通話チャネル</p>

三 一、九〇六・二五 MHz 以上、九〇八・〇五 MHz 以下又は一、九一五・八五 MHz 以上、九一八・二五 MHz 以下であつて総務大臣が別に告示する周波数は、次に掲げるものとする。

四 PHSの陸上移動局が使用する電波のうち、使用できない電波として除外された周波数

1 一、九〇六・五五 MHz、一、九〇七・一五 MHz 又は一、九〇七・七五 MHz

2 一、九一六・七五 MHz、一、九一七・三五 MHz 又は一、九一七・九五 MHz

3 一、九一六・一五 MHz

一、九一五・八五 MHz、一、九一六・四五 MHz、一、九一七・〇五 MHz、一、九一七・六五 MHz 及び一、九一八・二五 MHz

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準</p> <p>2 施行規則第十五条の三第二号(3)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準</p> <p>3 施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準</p> <p>4 施行規則第十五条の三第二号(15)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が電波法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 電波法施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の三に規定する技術基準</p> <p>2 電波法施行規則第十五条の三第二号(3)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準</p> <p>3 電波法施行規則第十五条の三第二号(4)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準</p> <p>4 電波法施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準</p> <p>5 電波法施行規則第十五条の三第二号(16)に掲げる規格のうち送信パースト長が五ミリ秒のもの 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち送信パースト長が五ミリ秒のもの</p>

○平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表（傍線部は改正部分）

改正後

改正前

別表第二十三号 無線設備の規格コード		別表第二十三号 無線設備の規格コード	
項	コード	項	コード
設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	CD2FC	設備規則第49条の6の3第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	CD1FC
(略)	(略)	設備規則第49条の6の3第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	CD1FB
設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	LPR	設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	CD2FC
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	LPR
設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	BWA2	設備規則第49条の6の2に規定する陸上移動局の無線設備	TDMA
(略)	(略)	設備規則第49条の6の3に規定する陸上移動局の無線設備	CDMA1
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	BWA2
(略)	(略)	設備規則第49条の30に規定する陸上移動局の無線設備	BWA3
(略)	(略)	(略)	(略)

○平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 後

改 正 前

<p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五 MHz を超え九五八 MHz 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの送信装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="742 1164 885 1489"> <p>周波数</p> <p>八一〇 MHz 以下及び八九五 MHz を超えるもの</p> </td> <td data-bbox="303 1489 885 2125"> <p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p> </td> </tr> </table>	<p>周波数</p> <p>八一〇 MHz 以下及び八九五 MHz を超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
<p>周波数</p> <p>八一〇 MHz 以下及び八九五 MHz を超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>		

<p>八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数（搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。）が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄り
の端までの差の周波数とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の
空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う
無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送
信する場合

(ア) 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及び
これらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

不要発射の強度の許容値

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電
力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベル
とする。以下この表において同じ。）以下の値

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電
力が（一）一三デシベル以下の値

(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワッ
ト以下の送信装置

任意の一〇〇kHzの帯域幅における平
均電力が空中線電力より六〇デシベル
以上低い値

(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信
装置

任意の一〇〇kHzの帯域幅における平
均電力が五〇マイクロワット以下の値
又は空中線電力より七〇デシベル以上
低い値

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、八 八五kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベル とする。以下この表において同じ。）以下の値
一、八八五kHzを超える もの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が（一）一三デシベル以下の値

注

1| 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定
帯域の端までの差の周波数のうち最小のものとする。

2| 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯（当該周波数帯において当該二

の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が四・九二MHz未満のものに限る。）については適用しない。

(イ) 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、八七五kHzを超え二、八七五kHz以下	任意の二五kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値

二、八七五kHzを超え九・三七五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
九・三七五MHzを超えるもの	1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値 2 一五〇kHz以上三〇〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値 3 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値 4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(ウ) 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二、五〇〇kHzを超え二、七〇〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値

<p>二、七〇〇 kHz を超え 三・五 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [14+15 \times (\Delta f - 2.7)] \text{ デシベル}$ <p>Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>三・五 MHz を超え七・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [13+1 \times (\Delta f - 3.5)] \text{ デシベル}$ <p>Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を超え八・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [17+10 \times (\Delta f - 7.5)] \text{ デシベル}$ <p>Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>八・五 MHz を超え一一・五 MHz 以下</p> <p>一一・五 MHz を超えるものの</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二七デシベル以下の値</p> <p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力</p>

	<p>4 力が(一)一三デシベル以下の値 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値</p>
<p>注 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。</p> <p>イ ア以外の場合</p>	
<p>周波数 八八五MHz以下(八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。)及び九五八MHzを超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1) 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が二五ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値か</p>

<p>八八五 MHz を超え九五八 MHz 以下（八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下を除く。）</p>	<p>八八五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下</p>	<p>1 つ 空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>(1) 帯 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>
<p>1 離調周波数が一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>	<p>1 つ 空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>
<p>1 離調周波数が一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>	<p>1 つ 空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>

<p>注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄り の端までの差の周波数とする。</p> <p>2 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯 無線通信を行う無線局の隣接チャネル漏えい電力の値は、次の表に定める とおりとする。</p>	<p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装 置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平 均電力が二・五マイクロワット以下の値 又は空中線電力より六〇デシベル以上 低い値</p>
<p>無線局 の種別</p> <p>周波数</p> <p>八一〇MHzを超 え八六〇MHz以 下(八三二MHz を超え八三四 MHz以下及び八 三八MHzを超え 八四六MHz以下 を除く。)</p>	<p>隣接チャネル漏えい電力の許容値</p> <p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が 二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装 置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が 二五マイクロワット以下の値かつ空中 線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力 が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装 置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力 が二五マイクロワット以下の値かつ空 中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
<p>基地局</p>	

		<p>1 陸上移動局</p>
<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>	<p>1 八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八九九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下</p> <p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置が任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>	
		<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置が任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線

<p>八八五MHzを超え九五八MHz以下(八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。)</p>	
<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が一・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>	<p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット以下の値 空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>

3 | データ伝送速度は、次のとおりとする。

- (1) | 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置
回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット以下であること。
- (2) | 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置
一の搬送波ごとに毎秒四・八キロビット以上であり、かつ、システム能力として、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては一の搬送波ごとに毎秒四・九一五二メガビット以下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては一の搬送波ごとに毎秒一・八四三二メガビット以下であること。

線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	離調周波数（搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数をいう。以下同じ。）が一・五MHz以上の周波数帯において、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く）	離調周波数が一・二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、

線通信を行う無線局であって、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) 七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	離調周波数が一・二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く）	離調周波数が一・二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、

<p>く。</p>	<p>一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数においては(二)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上 一、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>イ 陸上移動局の送信装置</p>	
<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>(略)</p> <p>一一・五MHz以上(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(二、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上二、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯</p>

<p>九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)</p>	<p>一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数においては(二)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上 一、九一九・六MHz以下 (一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>イ 陸上移動局の送信装置</p>	
<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>(略)</p> <p>一一・五MHz以上(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(二、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上二、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯</p>

<p>一二・五 MHz 以上（八一五 MHz を超え八九〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五 MHz 以上（九〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、八四・五 MHz 以上、九一五・七 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 一、八八四・五 MHz 以上九一五・七 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五 MHz 以上（九〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、四七五・九 MHz 以上二、五二〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上二、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上九一五・七 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 （略） 一、八八四・五 MHz 以上九一五・七 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

<p>一二・五 MHz 以上（八一五 MHz を超え八九〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五 MHz 以上（九〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、八四・五 MHz 以上、九一九・六 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 一、八八四・五 MHz 以上九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五 MHz 以上（九〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、四七五・九 MHz 以上二、五二〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上二、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 （略） 一、八八四・五 MHz 以上九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

<p>一二・五 MHz 以上（一）、 四二七・九 MHz を超え一、 五一〇・九 MHz 以下又は 一、七四九・九 MHz を超 え一、八七九・九 MHz 以 下の周波数の電波を使 用する陸上移動局に限 る。）</p>	<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（二）、八 四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、 八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び 二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。） の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅 における平均電力が（一）三〇デシベル（一 ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五 MHz 以上（一）、 七四四・九 MHz を超え一、 七四九・九 MHz 以下の周 波数の電波を使用する 陸上移動局に限る。）</p>	<p>（略） 一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下 の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯 域幅における平均電力が（一）四一デシベル （一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の 値</p>
<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯におい ては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が （一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシ ベルとする。）以下の値</p> <p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯におい ては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電 力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇 デシベルとする。）以下の値</p> <p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（七七三 MHz 以 上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以 下、九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）の 周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域 幅における平均電力が（一）三六デシベル（一 ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>（略） 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯 域幅における平均電力が（一）四一デシベル （一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の 値</p>

<p>一二・五 MHz 以上（一）、 四二七・九 MHz を超え一、 五一〇・九 MHz 以下又は 一、七四九・九 MHz を超 え一、八七九・九 MHz 以 下の周波数の電波を使 用する陸上移動局に限 る。）</p>	<p>（略） 一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（二）、八 四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、 八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び 二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。） の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅 における平均電力が（一）三〇デシベル（一 ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五 MHz 以上（一）、 七四四・九 MHz を超え一、 七四九・九 MHz 以下の周 波数の電波を使用する 陸上移動局に限る。）</p>	<p>（略） 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯 域幅における平均電力が（一）四一デシベル （一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の 値</p>
<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯におい ては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が （一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシ ベルとする。）以下の値</p> <p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯におい ては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電 力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇 デシベルとする。）以下の値</p> <p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（七七三 MHz 以 上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以 下、九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）の 周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域 幅における平均電力が（一）三六デシベル（一 ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>（略） 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯 域幅における平均電力が（一）四一デシベル （一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の 値</p>

<p>七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下の周波数帯において、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一二・五MHz以上(一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)(注)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>注 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。</p> <p>(2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのもの送信装置</p> <p>ア) 基地局の送信装置</p>	
<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>

<p>一二・五MHz以上(一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>注 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。</p>	

<p>七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p>
<p>一、九八〇kHz以上四MHz以下</p>	<p>1 空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
<p>四MHzを超えるもの</p>	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下この表において同じ。）以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

イ 陸上移動局の送信装置

(ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A| 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、八八五kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一、八八五kHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注1 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における周波数までの差の周波数のうち最小のものとする。

2| 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯（当該周波数帯において当該一の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が四・九二MHz未満のものに限る。）については適用しない。

B| 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、八七五kHzを超え一、八七五kHz以下	任意の二五kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
二、八七五kHzを超え九・三七五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
九・三七五MHzを超えるもの	1 九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値 2 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における

	<p>平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域における周波数までの差の周波数のうち最小のものとする。

C| 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二、五〇〇kHzを超え一、七〇〇kHz以下	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— [14+15×(Δf −2.7)] デシベル</p> <p>Δfは、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数(単位は、MHz)とする。</p>
二、七〇〇kHzを超え三・五MHz以下	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— [13+1×(Δf −3.5)] デシベル</p> <p>Δfは、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数まで</p>
三・五MHzを超え七・五MHz以下	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— [13+1×(Δf −3.5)] デシベル</p> <p>Δfは、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数まで</p>

<p>七・五MHzを超え八・五MHz以下</p>	<p>の差の周波数（単位は、MHz）とする。</p> <p>任意の「$1,000$ kHz」の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [17 + 10 \times (\Delta f - 7.5)] \text{ デシベル}$ <p>Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数（単位は、MHz）とする。</p>
<p>八・五MHzを超え一一・五MHz以下</p>	<p>任意の「$1,000$ kHz」の帯域幅における平均電力が（一）二七デシベル以下の値</p>
<p>一一・五MHzを超えるもの</p>	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p>

注 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

(イ) (ア)以外の場合

<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>八八五kHz以上一、九八〇kHz未満</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の値</p>

	<p>意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>一、九八〇kHz以上四MHz以下</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>四MHzを超えるもの</p>	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

(3) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

(2) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、二五〇 kHzを超えるもの	一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二・〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
(略)	一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ 陸上移動局の送信装置（一、七四四・九 MHz 以上一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇 kHz を超え一、九八〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、九八〇 kHz を超え四 MHz 以下	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、二五〇 kHz を超えるもの	一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二・〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
(略)	一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ 陸上移動局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇 kHz を超え一、九八〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、九八〇 kHz を超え四 MHz 以下	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

拡散符号速度
毎秒一・二二
八八メガチツ
ブ

四 MHz を超えるもの	<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満 (一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

四 MHz を超えるもの	<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満 (一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>二、一七〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

<p>毎秒三・六八六四メガチツブ</p>	<p>二、五〇〇kHzを超え二、七〇〇kHz以下</p>	<p>以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>二、一七〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>三・五MHzを超え七・五MHz以下</p>	<p>二、七〇〇kHzを超え三・五MHz以下</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p> $- [14 + 15 \times (\Delta f - 2.7)] \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)}$ <p>Δfは、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p>

	<p>— $[13 + 1 \times (\Delta f - 3.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17 + 10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二七デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p> <p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の1kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯</p>
<p>七・五MHzを超え八・五MHz以下</p>	
<p>八・五MHzを超え一一・五MHz以下</p>	
<p>一一・五MHzを超えるもの</p>	

<p>域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>八六〇MHz以上八九五MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一一・七五GHz未満 (一)八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(二ミリワットを〇デシベ</p>
---------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

ウ 陸上移動局の送信装置（一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、九八〇kHzを超え四MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における

ルとする。）以下の値

平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(二)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、 一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------

帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

(4) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
二、二五〇kHzを超えるもの	(略)	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

注 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であること。

イ 陸上移動局の送信装置

(3) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
二、二五〇kHzを超えるもの	(略)	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

注 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であること。

イ 陸上移動局の送信装置

- (ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものの無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合
- A 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数を超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

注1・2 (略)

- 3 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

- (ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものの無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合
- A 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差(単位MHz)と三・五の積の周波数を超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)を除く) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

注1・2 (略)

- 3 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつて

B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合	離調周波数	(略)
不要発射の強度の許容値	(略)	<p>九・三七五 MHz を超えるもの</p> <p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満(一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く)。 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値</p>

注1 (略)

2 一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合	離調周波数	(略)
不要発射の強度の許容値	(略)	<p>九・三七五 MHz を超えるもの</p> <p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満(一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下(一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下)を除く)。 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値</p>

注1 (略)

2 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

は、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

C 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合	
離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一二・五MHzを超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

注1 (略)

2 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

C 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合	
離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一二・五MHzを超えるもの	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)を除く。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

注1 (略)

2 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

リワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

(イ) (ア)以外の場合

拡散符号速度 毎秒一・二二 八八メガチツ ブ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
	一、二五〇kHz を超え一、九 八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電 力が空中線電力より四二デシベル以上 低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域 幅における平均電力が(一)五四デシ ベル(一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値
	一、九八〇kHz を超え二、二 五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電 力が空中線電力より五〇デシベル以上 低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域 幅における平均電力が(一)五四デシ ベル(一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値
	二、二五〇kHz を超え四 MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における 平均電力が次の式により求められる値 以下の値 $- [13+1 \times (\Delta f - 2.25)] \text{ デシベル}$ (1ミリワットを0デシベルと する。) Δf は、搬送波の周波数から測定帯 域の最寄りの端までの差の周波数(単 位MHz)とする。
	四MHzを超え るもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯に おいては任意の一kHzの帯域幅における 平均電力が(一)二六デシベル(一ミ リワットを〇デシベルとする。)以下の 値
	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯 において任意の一〇kHzの帯域幅にお	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯 において任意の一〇kHzの帯域幅にお

(イ) (ア)以外の場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え 一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空 中線電力より四二デシベル以上低い値又は任 意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力 が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。)以下の値
一、九八〇kHzを超え 二、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空 中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任 意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力 が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。)以下の値
二、二五〇kHzを超え四 MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が次の式により求められる値以下の値 $- [13+1 \times (\Delta f - 2.25)] \text{ デシベル}$ (1ミリワットを0デシベルとする。) Δf は、搬送波の周波数から測定帯域におけ る当該搬送波に最も近い周波数までの差の周 波数(単位は、MHz)とする。
四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯におい ては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一)二六デシベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯 において任意の一〇kHzの帯域幅にお	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯にお いては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力

<p>が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)(の周波数帯において任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>九三五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数帯においては、九三五・二MHz以上九六〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数百二十五波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値。ただし、当該百二十五波のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>
-------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ける平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)(の周波数帯においては任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>	<p>九三五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数帯においては、九三五・二MHz以上九六〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数百二十五波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値。ただし、当該百二十五波のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下)の値</p>
-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、八〇五MHz以上二、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p>	<p>毎秒三・六八六四メガチツブ</p>	<p>二、五〇〇kHzを超え二、七〇〇kHz以下</p>	<p>二、七〇〇kHzを超え三・五MHz以下（三・五MHz以下）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	----------------------	------------------------------	--------------------------------------

〇・八 MHz を除く。	<p>— $[14+15 \times (\Delta f - 2.7)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
三・〇八 MHz	<p>三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三三デシベル以上低い値</p> <p>任意の「\sim〇〇〇kHz」の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[13+1 \times (\Delta f - 3.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
七・五 MHz を超え八・五 MHz 以下 (八・〇八 MHz を除く。)	<p>任意の「\sim〇〇〇kHz」の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17+10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
八・〇八 MHz	<p>三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四三デシベル以上低い値</p>
八・五 MHz を超	<p>任意の「\sim〇〇〇kHz」の帯域幅における</p>

<p>え 一一・五 MHz 以下</p>	<p>平均電力が (一) 二七デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>一一・五 MHz を超えるもの</p>	<p>九 kHz 以上二五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
	<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (九二五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
	<p>九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の周波数帯においては、九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数五十一波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 六七デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
	<p>九三五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波</p>

<p>数帯においては、九三五・二MHz以上九六〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数百二十五波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七九デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該百二十五波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下(一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下)を除く。)の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

2 七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの基地局の送信装置 (八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く)。

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一・二五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値以下であること。

4 データ伝送速度は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHz

以下の値

注1 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2 | 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

2 七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの基地局の送信装置

希望波を定格出力で加えた状態の下で、搬送波の数が一のものにあつては希望波から(±)一・二五MHz、搬送波の数が三のものにあつては希望波から(±)三・七五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値以下であること。

4 データ伝送速度は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz

を超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの無線局の送信装置

イ 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット以下であること。

ロ 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

一の搬送波ごとに毎秒四・八キロビット以上であり、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあっては一の搬送波ごとに毎秒四・九一五二メガビット以下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあっては一の搬送波ごとに毎秒一・八四三二メガビット以下であること。

二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満(一)、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	

を超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

イ 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット(搬送波の数が三のものにあっては、毎秒三八四キロビット)以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット以下であること。

ロ 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置
第一項第三号(2)の規定を適用する。

三 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満(一)、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	

<p>八四四・九 MHz 以上一、 八七九・九 MHz 以下、一、 八八四・五 MHz 以上一、 <u>九一五・七 MHz</u> 以下、一、 九二〇 MHz 以上一、九八 〇 MHz 以下及び二、一一 〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一五・七 MHz</u> 以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル (一ミリワットを〇デシ ベルとする。) 以下の値</p>
<p>イ 陸上移動局の送信装置 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)</p> <p>離調周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値</p>	
<p>(略)</p> <p>一二・五 MHz 以上</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八 八四・五 MHz 以上一、<u>九一五・七 MHz</u> 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅 における平均電力が (一) 三〇デシベル (一 ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>

注 一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、
任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル (一ミリ
ワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。

<p>八四四・九 MHz 以上一、 八七九・九 MHz 以下、一、 八八四・五 MHz 以上一、 <u>九一九・六 MHz</u> 以下、一、 九二〇 MHz 以上一、九八 〇 MHz 以下及び二、一一 〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一九・六 MHz</u> 以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル (一ミリワットを〇デシ ベルとする。) 以下の値</p>
<p>イ 陸上移動局の送信装置 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)</p> <p>離調周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値</p>	
<p>(略)</p> <p>一二・五 MHz 以上</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (一、八 八四・五 MHz 以上一、<u>九一九・六 MHz</u> 以下 (一、 <u>九二〇 MHz</u> を超え一、<u>九二五 MHz</u> 以下の周波数の <u>電波を使用する場合にあつては一、八八四・ 五 MHz</u> 以上一、<u>九一五・七 MHz</u> 以下) を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅 における平均電力が (一) 三〇デシベル (一 ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>

注 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、
任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル (一ミリ
ワットを〇デシベルとする。) 以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz
を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、
八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇
〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル (一ミリワットを〇
デシベルとする。) 以下の値であること。

ウ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）
 (ア) 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
周波数	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、 <u>九一五・七MHz</u> 以下を除く。	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
周波数	一、八八四・五MHz以上一、 <u>九一五・七MHz</u> 以下	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 基地局対向器に係るもの

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
周波数	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、 <u>九一五・七MHz</u> 以下を除く。	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
周波数	一、八八四・五MHz以上一、 <u>九一五・七MHz</u> 以下	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2) 拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの無線局の送信装置
 ア 基地局の送信装置

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
周波数	一、〇〇〇MHz以上一	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において

ウ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）
 (ア) 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
周波数	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、 <u>九一九・六MHz</u> 以下を除く。	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
周波数	一、八八四・五MHz以上一、 <u>九一九・六MHz</u> 以下	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 基地局対向器に係るもの

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
周波数	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、 <u>九一九・六MHz</u> 以下を除く。	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
周波数	一、八八四・五MHz以上一、 <u>九一九・六MHz</u> 以下	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2) 拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの無線局の送信装置
 ア 基地局の送信装置

周波数	(略)	不要発射の強度の許容値
周波数	一、〇〇〇MHz以上一	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において

<p>二・七五 GHz 未満（一、四二七・九 MHz 以上一、四五二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz 以上一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、一、九二〇 MHz 以上一、九八〇 MHz 以下及び二、一〇〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）</p>	<p>て、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>（略）</p> <p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下</p>	<p>（略）</p> <p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>イ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）</p> <p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二五・〇 MHz 以上</p>	<p>（略）</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満（一、八四四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。）の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

<p>二・七五 GHz 未満（一、四二七・九 MHz 以上一、四五二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz 以上一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下、一、九二〇 MHz 以上一、九八〇 MHz 以下及び二、一〇〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）</p>	<p>て、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>（略）</p> <p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>（略）</p> <p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>イ 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）</p> <p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二五・〇 MHz 以上</p>	<p>（略）</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満（一、八四四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下（一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合には一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下）を除く。）の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

注 一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

ウ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

(ア) 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

ウ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

(ア) 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	離調周波数が二五MHz以上の周波数帯において、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

		(3) 拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップの無線局の送信装置 ア 基地局の送信装置	
周波数		周波数	
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値	
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、 九一五・七MHz 以下、一、九二〇MHz以上二、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	(略)	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	
イ 陸上移動局の送信装置		イ 陸上移動局の送信装置	
周波数	周波数	不要発射の強度の許容値	
(略)	(略)	(略)	
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、 九一五・七MHz 以下を除く。)	(略)	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	

		(3) 拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップの無線局の送信装置 ア 基地局の送信装置	
周波数		周波数	
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値	
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、 九一九・六MHz 以下を除く。)	(略)	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	
イ 陸上移動局の送信装置		イ 陸上移動局の送信装置	
周波数	周波数	不要発射の強度の許容値	
(略)	(略)	(略)	
一、八八四・五MHz以上一、 九一九・六MHz 以下	(略)	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	

254 (略)

一、八八四・五MHz以上
~~一、九一五・七MHz~~以下

任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が
(二) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシ
ベルとする。)以下の値

254 (略)

一、八八四・五MHz以上
~~一、九一九・六MHz~~以下

任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が
(二) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシ
ベルとする。)以下の値

○平成十七年総務省告示第千三百三十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>一 施行規則第五十一条の九の六第一号(1)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>一、八八四・五MHzを超え一、九一五・七MHz以下の周波数</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 施行規則第五十一条の九の六第一号(1)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下の周波数</p> <p>二・三 (略)</p>

○平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示
 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正後

改正前

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

次の表の左欄に掲げる周波数帯の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

<u>特定小電力無線局の無線設備</u>		占有周波数帯幅の許容値
一 (略)		(略)
二 75.2MHzを超え75.6MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。）第7項第1号のもの		(略)
2・3 (略)		(略)
三～十二 (略)		(略)
十三 1,216MHz以上1,217MHz以下又は1,252MHz以上1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 告示第42号 <u>第1項第5号(一)</u> のもの		16kHz
2 告示第42号 <u>第1項第5号(二)</u> のもの		32kHz
十四 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 告示第42号第10項第1号のもの		83.5MHz
2 告示第42号 <u>第10項第2号(二)</u> のもの		5.5MHz
十五～十八 (略)		(略)
<u>十九 78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>		<u>3GHz</u>

<u>周波数帯</u>		占有周波数帯幅の許容値
一 (略)		(略)
二 75.2MHzを超え75.6MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の <u>用途</u> 、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。）第7項第1号のもの		(略)
2・3 (略)		(略)
三～十二 (略)		(略)
十三 1,216MHz以上1,217MHz以下又は1,252MHz以上1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 告示第42号 <u>第1項第4号(一)</u> のもの		16kHz
2 告示第42号 <u>第1項第4号(二)</u> のもの		32kHz
十四 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 告示第42号第10項第1号のもの		83.5MHz
2 告示第42号 <u>第10項第2号</u> のもの		5.5MHz
十五～十八 (略)		(略)

○平成十九年総務省告示第三百九号（一、五〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示
 新旧対照表

改正後

改正前

（傍線部は改正部分）

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの送信装置

1 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一・九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	離調周波数が二・二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上一・九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一・九一九・六MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	離調周波数が二・二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上一・九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

2 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの送信装置

2 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一・九一五・七MHz以下を除く。）	離調周波数が二・二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上一・九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一・九一九・六MHz以下を除く。）	離調周波数が二・二五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上一・九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

拡散符号速度	隣接チャネル漏えい電力の許容値
(略)	(略)

拡散符号速度	隣接チャネル漏えい電力の許容値
(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
		<p>毎秒三・六八 六四メガチツ プの無線局の 送信装置</p>	<p>1 離調周波数が二・五MHz以上二・七MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)一四デシベ ル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 離調周波数が二・七MHz以上三・五MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が次式により求め られる以下の値 — [14+15×(Δf −2.7)] デシベル (1ミリワッ トを0デシベルとする。)</p> <p>3 Δfは、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端ま での差の周波数(単位MHz)とする。</p> <p>4 離調周波数が二・五MHz以上七・五MHz未満の周波数帯 任意の一MHzの帯域幅の平均電力が次式により求めら れる以下の値 — [17+10×(Δf −7.5)] デシベル (1ミリワッ トを0デシベルとする。)</p> <p>5 Δfは、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端ま での差の周波数(単位MHz)とする。</p> <p>帯 離調周波数が八・五MHz以上一一・五MHz未満の周波数 帯 任意の一MHz帯域幅の平均電力が(一)二七デシベル(一 ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

改正後	改正前
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p>(一) 申請者が無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験試験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移动通信事業者」という。）ではないこと。</p> <p>(二)〇五（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八、第四十九条の二十九又は第四十九条の三十に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p>(一) 申請者が無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験試験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移动通信事業者」という。）ではないこと。</p> <p>(二)〇五（略）</p> <p>4（略）</p>

平成二十四年総務省告示第四百二十五号

平成十九年総務省告示第六百五十一号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第六百五十一号(広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件)は、廃止する。

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに同条第四項、第四十九条の三十第一項第二号ロ及びハ並びに別表第三号の44、45及び46の規定に基づき、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第四百四十三号(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備の技術的条件を定める件)は廃止する。

一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1) 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
三・六五ミリ秒	一・三五ミリ秒
三・五五ミリ秒	一・四五ミリ秒
三・四五ミリ秒	一・五五ミリ秒
三・三五ミリ秒	一・六五ミリ秒
三・二五ミリ秒	一・七五ミリ秒
三・一五ミリ秒	一・八五ミリ秒
三・〇五ミリ秒	一・九五ミリ秒
二・九五ミリ秒	二・〇五ミリ秒
二・八五ミリ秒	二・一五ミリ秒
二・七五ミリ秒	二・二五ミリ秒
二・五ミリ秒	二・五ミリ秒
一・九五ミリ秒	三・〇五ミリ秒

注1 基地局の無線設備の送信バースト長の許容値は(一)九〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値、陸上移動局(中継を行うものを除く。)(二)の無線設備の送信バースト長の許容値は(一)一三〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値であること。

一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

4) 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
三・六五ミリ秒	一・三五ミリ秒
三・五五ミリ秒	一・四五ミリ秒
三・四五ミリ秒	一・五五ミリ秒
三・三五ミリ秒	一・六五ミリ秒
三・二五ミリ秒	一・七五ミリ秒
三・一五ミリ秒	一・八五ミリ秒
三・〇五ミリ秒	一・九五ミリ秒
二・九五ミリ秒	二・〇五ミリ秒
二・八五ミリ秒	二・一五ミリ秒
二・七五ミリ秒	二・二五ミリ秒

注1 基地局送信バースト長の許容値は(一)九〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値、陸上移動局送信バースト長の許容値は(一)一三〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値であること。

秒以上一〇マイクロ秒以下の値であること。

2 二、五七五 MHz を超え二、五九五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下又は二、五九五 MHz を超え二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3 陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置は、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては陸上移動局（中継を行うものを除く。）の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては基地局の規定を、それぞれ適用する。

2 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が五 MHz のもの

搬送波の周波数から（ MHz 離れた周波数を中心とする（

四 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。平均電力の値について、以下同じ。）以下

(2) チャンネル間隔が一〇 MHz のもの

搬送波の周波数から（ MHz 離れた周波数を中心とする（

四・七五 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3) チャンネル間隔が二〇 MHz のもの

搬送波の周波数から（ MHz 離れた周波数を中心とする（ MHz

(二) 陸上移動局の送信装置（中継を行うものを除く。）

(1) チャンネル間隔が五 MHz のもの

搬送波の周波数から（ MHz 離れた周波数を中心とする（ MHz 以下の帯域内に輻射される平均電力が、（ MHz を超え二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、五デシベル）以下

2 二、五七五 MHz を超え二、五九五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下又は二、五九五 MHz を超え二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する法第二十七条の十三第一項の認定を受けた者のうち少なくとも一者が使用する当該認定を受けた計画に係る基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3 陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置は、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては陸上移動局（中継を行うものを除く。）の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては基地局の規定を、それぞれ適用する。

2 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が五 MHz のもの

搬送波の周波数から（ MHz 離れた周波数を中心とする（

四 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下平均電力について同じ。）以下

(2) チャンネル間隔が一〇 MHz のもの

搬送波の周波数から（ MHz 離れた周波数を中心とする（

四・七五 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置（中継を行うものを除く。）

(1) チャンネル間隔が五 MHz のもの

搬送波の周波数から（ MHz 離れた周波数を中心とする（ MHz 以下の帯域内に輻射される平均電力が、五デシベル）以下

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの

搬送波の周波数から(1)10MHz離れた周波数を中心とする(1)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)三デシベル(1)五四五MHzを超え(1)六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、(1)三デシベル以下

(3) チャンネル間隔が20MHzのもの

搬送波の周波数から(1)20MHz離れた周波数を中心とする(1)九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)三デシベル以下

(三) 陸上移動局の送信装置(中継を行うものに限る。)

(1) チャンネル間隔が5MHzのもの

搬送波の周波数から(1)5MHz離れた周波数を中心とする(1)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)一デシベル(1)二・五MHzを超え(1)六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、(1)二デシベル以下

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの

搬送波の周波数から(1)10MHz離れた周波数を中心とする(1)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)二デシベル(1)五四五MHzを超え(1)六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、(1)三デシベル以下

(3) チャンネル間隔が20MHzのもの

搬送波の周波数から(1)20MHz離れた周波数を中心とする(1)九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)三デシベル以下

(四) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(三)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔

搬送波の周波数からの差

任意の一MHzの帯域幅に

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの

搬送波の周波数から(1)10MHz離れた周波数を中心とする(1)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)三デシベル以下

(三) 陸上移動局の送信装置(中継を行うものに限る。)

(1) チャンネル間隔が5MHzのもの

搬送波の周波数から(1)5MHz離れた周波数を中心とする(1)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)二デシベル以下

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの

搬送波の周波数から(1)10MHz離れた周波数を中心とする(1)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、(1)三デシベル以下

(四) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(三)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔

搬送波の周波数からの差

任意の一MHzの帯域幅に

五 MHz	の周波数の絶対値 (f) 七・五 MHz 以上二二・二五 MHz 未満	おける平均電力 次の式による値以下の値 — 15 — 1.4 × (f — 7.5) デシベル
一〇 MHz	一二・二五 MHz 以上二二・二五 MHz 未満 一五 MHz 以上二五 MHz 未満	(一) 二七 デシベル以下の値 (二) 二二 デシベル以下の値
二〇 MHz	三〇 MHz 以上五〇 MHz 未満	(一) 二二 デシベル以下の値

注 f の単位は MHz とする。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力
五 MHz (二、五)	七・五 MHz 以上八 MHz 未満	次の式による値以下の値 — 20 — 2.28 × (f — 7.5) デシベル
四五 MHz を超え二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合に限る。	八 MHz 以上一七・五 MHz 未満	次の式による値以下の値 — 21 — 1.68 × (f — 8) デシベル
五 MHz (二、六二五 MHz を超え二、六五五 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合)	一七・五 MHz 以上二二・五 MHz 未満 七・五 MHz 以上八 MHz 未満	(一) 二七 デシベル以下の値 次の式による値以下の値 — 23 — 2.28 × (f — 7.5) デシベル
	八 MHz 以上一七・五 MHz 未満	次の式による値以下の値

五 MHz	の周波数の絶対値 (f) 七・五 MHz 以上二二・二五 MHz 未満	おける平均電力 次の式による値以下の値 — 15 — 1.4 × (f — 7.5) デシベル
一〇 MHz	一二・二五 MHz 以上二二・二五 MHz 未満 一五 MHz 以上二五 MHz 未満	(一) 二七 デシベル以下の値 (二) 二二 デシベル以下の値

注 f の単位は MHz とする。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力
五 MHz	七・五 MHz 以上八 MHz 未満	次の式による値以下の値 — 20 — 2.28 × (f — 7.5) デシベル
	八 MHz 以上一七・五 MHz 未満	次の式による値以下の値 — 21 — 1.68 × (f — 8) デシベル
	一七・五 MHz 以上二二・五 MHz 未満	(一) 二七 デシベル以下の値

注 f の単位は MHz とする。	一〇 MHz (二、五、五 MHz を超え二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合に限る。)	満	$-24 - 1.68 \times (f - 8)$ デシベル
	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満		次の式による値以下の値
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満		$-21 - 32 / 19 \times (f - 10.5)$ デシベル
	二五 MHz 以上三〇 MHz 未満		(一) 三七デシベル以下の値
	三〇 MHz 以上三五 MHz 未満		(二) 二五デシベル以下の値
	三五 MHz 以上五〇 MHz 未満		(一) 四〇デシベル以下の値
	五〇 MHz 以上六二五 MHz 未満		(二) 二五デシベル以下の値
	六二五 MHz を超え二、六五五 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合に限る。)		次の式による値以下の値
	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満		$-24 - 32 / 19 \times (f - 10.5)$ デシベル

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。へ)の送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用すること。

4) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
-----	-------------

注 f の単位は MHz とする。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。へ)の送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用すること。

5) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一) 基地局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
---------	-------------

一〇 MHz	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	次の式による値以下の値
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	$-21 - 32 / 19 \times (f - 10.5)$ デシベル
		(一) 三七デシベル以下の値

九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値 (二) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

(注) 二、五三五MHz以上

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一六デシベル (二) 五四五MHzを超え

九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値 (二) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

(注) 二、六三〇MHz以上二、六三四・七五MHz以上、六五五MHz未満
二、六五五MHz以上

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五 MHzを超え二、六二五 MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五 MHzを超え二、六二五 MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満</p>	<p>任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五 MHzを超え二、六二五 MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>
<p>二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>	<p>任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五 MHzを超え二、六二五 MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>	<p>任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五 MHzを超え二、六二五 MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>	<p>任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二、五四五 MHzを超え二、六二五 MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)一三デシベル)以下の値</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル(二、五四五 MHzを超え二、六二五 MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五 MHz又は一〇 MHzのものにあつては、(一)三七デシベル)以下の値</p>	<p>二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満</p>

<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満</p>	<p>任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)三七デシベル以下の値</p>
<p>任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>	<p>任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>	<p>任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>	<p>任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)三七デシベル以下の値</p>	<p>二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満</p>

<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満</p>	<p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 $1.7 \times f - 4341$ デシベル (2, 545MHzを超え 2, 625MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、$1.7 \times f - 4338$ デシベル) fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位は、MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。 (二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均</p>
-----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満</p>	<p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 $1.7 \times f - 4338$ デシベル fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。 (二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均</p>
-----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)</p>	<p>電力が(一)七〇デシベル以下の値 (三)送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>
<p>二、六三〇MHz以上二、六三〇・五MHz未満(注)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二二デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)一八デシベル)以下の値 一 二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのもの 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 $-13-8/3.5 \times (f-2627) \text{ デシベル}$$f \text{ は、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。}$ 二 その他のもの 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二二デシベル以下の値</p>
<p>二、六三〇・五MHz以上二、六五五MHz未満(注)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二二デシベル以下の値</p>
<p>二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)</p>	<p>電力が(一)七〇デシベル以下の値 (三)送信装置の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>
<p>二、六三〇MHz以上二、六三〇・五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 $-13-8/3.5 \times (f-2627) \text{ デシベル}$$f \text{ は、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。}$</p>
<p>二、六三〇・五MHz以上二、六四〇MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-21-16/9.5 \times (f-2630.5) \text{ デシベル}$$f \text{ は、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。}$</p>

二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一)一六デシベル(二、五四五 MHz を超え 二、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用す る送信装置であつて、チャンネル間隔が五 MHz 又は一〇 MHz のものにあつては、(一)一三 デシベル)以下の値
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、**チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。**

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送

二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一)三七デシベル以下の値 (二)一三デシベル以下の値
--------------	----------------------------------------------------------

注 チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上となる周波数帯に限る。

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送

信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下(中継を行うものであって、陸上移動局と通信を行う場合にあっては、二〇〇ミリワット以下)
二デシベルを超え五デシベル以下(注1)	四〇〇ミリワット以下(注1)
五デシベルを超え一〇デシベル以下(注2、注3)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注3)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注3)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注3)	六三ミリワット以下

注1 等価等方輻射電力は二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

2 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

3 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わな(こと)。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下(中継を行う場合にあっては、二〇〇ミリワット以下)
二デシベルを超え五デシベル以下(注1)	四〇〇ミリワット以下(注1)
五デシベルを超え一〇デシベル以下(注2、注3)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注3)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注3)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注3)	六三ミリワット以下

注1 等価等方輻射電力は二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

2 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

3 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わな(こと)。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一二三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
一二三デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() MHz及び() MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() MHz及び() MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() MHz及び() MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一二三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
一二三デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() MHz及び() MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() MHz及び() MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

値以下であること。

- (二) 陸上移動中継局の送信装置
基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、(一)の規定を適用する。
- 7 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。
- 8 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の電波を受信することによって、自動的に選択されること。
- 9 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。
- 10 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。
 - (一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。
 - (二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
 - (三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

- (二) 陸上移動中継局の送信装置
基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

- 7 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。
- 8 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の電波を受信することによって、自動的に選択されること。
- 9 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。
- 10 陸上移動局（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。
 - (一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。
 - (二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
 - (三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

- 二 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であって、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの（二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備
- 1 不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものに限

る。()の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合においては(二)の許容値を、陸上移動局へ送信する場合には(一)の許容値を、それぞれ適用する。

(一) 基地局の送信装置

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四四デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 $-22 - 5 / 3 \times (f - 2626) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六三五MHz以上二、六四〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 $-37 - 2 \times (f - 2635) \text{ デシベル}$ fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六四〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 $-47 - (f - 2640) \text{ デシベル}$

	f は、送信装置に使用する電波の周波数（単位MHz）のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六五五MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）二三デシベル以下の値
	注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。
	(二) 陸上移動局の送信装置
周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五二〇MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）四二デシベル以下の値
二、五二〇MHz以上二、五三〇MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-42 + 0.75 \times (f - 2520)$ デシベル
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	f は、送信装置に使用する電波の周波数（単位MHz）のうち上欄に掲げる範囲のものとする。 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-34.5 + 1.5 \times (f - 2530)$ デシベル
	f は、送信装置に使用する電波の周波数（単位MHz）のうち上欄に掲げる範囲のものとする。

二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六三五MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 —22—(f-2630) デシベル fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六三五MHz以上二、六四〇MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 —27—3/2×(f-2635) デシベル fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六四〇MHz以上二、六五〇MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 —34.5—3/4×(f-2640) デシベル fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六五〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一一・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。

2| 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものに限る。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては次

表に定める陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては次表に定める基地局の許容値を、それぞれ適用する。

無線局の種類	チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
基地局	5MHz	一 離調周波数が5MHzのときの(十) 二・四五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より四五デシベル低い値又は(二)ニデシベル以下の値 二 離調周波数が七・五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあっては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-7-4 \times \Delta f \text{ デシベル}$ $\Delta f \text{ は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。}$ 三 離調周波数が一〇MHz以上二・五MHz未満の周波数帯にあっては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-27-2 \times \Delta f \text{ デシベル}$ $\Delta f \text{ は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。}$
	一〇MHz	一 離調周波数が一〇MHzのときの(十)四・七五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より四五デシベル低い値又は(二)ニデシベルであること。 二 離調周波数が一五MHz以上二〇MHz未満の周波数帯にあっては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $-7-2 \times \Delta f \text{ デシベル}$ $\Delta f \text{ は、搬送波の周波数から測定}$

	陸上移動局	<p>帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p> <p>三 離調周波数が10MHz以上25MHz未満の周波数帯にあつては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-27 - 1 \Delta f \text{ デシベル}$ <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
	五MHz	<p>一 離調周波数が5MHzのときの(十)二・四五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より三三デシベル低い値又は(一)一〇デシベル以下の値</p> <p>二 離調周波数が七・五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $-3 - 3.2 \times \Delta f \text{ デシベル}$ <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p> <p>三 離調周波数が10MHz以上11・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の1MHzの帯域幅に平均電力が次式による値以下の値</p> $-21 - 1.4 \times \Delta f \text{ デシベル}$ <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
	一〇MHz	<p>一 離調周波数が10MHzのときの(十)四・七五MHzの帯域内における平均電力が空中線電力より三三デシベル低い値又は(一)一〇デシ</p>

1) 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局（中継を行うものを除く。）
次の式による値以下の値 $M \times 625 \text{ ナノクロ秒}$	次の式による値以下の値 $N \times 625 \text{ ナノクロ秒}$
次の式による値以下の値 $P \times 1000 \text{ マイクロ秒}$	次の式による値以下の値 $Q \times 1000 \text{ マイクロ秒}$

注1) M及びNは自然数とし、MとNの合計が4、8又は16であること。

2) P及びQは小数を含む正の数とし、PとQの合計が5又は10であること。

3) 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

4) 陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置は、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては陸上移動局（中継を行うものを除く。）の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては基地局の規定を、それぞれ適用する。

4) 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局（中継を行うものを除く。）
次式による値以下の値 $M \times 625 \text{ ナノクロ秒}$	次式による値以下の値 $N \times 625 \text{ ナノクロ秒}$

注) M及びNは自然数とし、MとNの合計が4、8又は16であること。

(一) 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

(二) 二、五七五MHzを超え二、五九五MHzの周波数の電波を使用する場合

基地局	陸上移動局
三・六五ミリ秒	一・三五ミリ秒
三・五五ミリ秒	一・四五ミリ秒
三・四五ミリ秒	一・五五ミリ秒
三・三五ミリ秒	一・六五ミリ秒
三・二五ミリ秒	一・七五ミリ秒
三・一五ミリ秒	一・八五ミリ秒

- 2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。
- (一) 基地局の送信装置
- (1) チャネル間隔が二・五MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)二・五MHz離れた周波数を中心とする(ハ)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下
- (2) チャネル間隔が五MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)五MHz離れた周波数を中心とする(ハ)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下
- (3) チャネル間隔が一〇MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数を中心とする(ハ)

三・〇五ミリ秒	一・九五ミリ秒
二・九五ミリ秒	二・〇五ミリ秒
二・八五ミリ秒	二・一五ミリ秒
二・七五ミリ秒	二・二五ミリ秒

- 2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。
- (一) 基地局の送信装置
- (1) チャネル間隔が二・五MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)二・五MHz離れた周波数を中心とする(ハ)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下
- (2) チャネル間隔が五MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)五MHz離れた周波数を中心とする(ハ)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下
- (3) チャネル間隔が一〇MHzのもの
搬送波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数を中心とする(ハ)
- 注1 基地局送信バースト長の許容値は(一)九〇マイクロ秒以上二〇マイクロ秒以下の値、陸上移動局送信バースト長の許容値は(一)一三〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値であること。
- 2 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する法第二十七条の十三第一項の認定を受けた者のうち少なくとも一の者が使用する当該認定を受けた計画に係る基地局及び陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。
- 3 陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の送信装置は、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあっては陸上移動局(中継を行うものを除く。)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

(4) 5MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

搬送波の周波数から(14)二〇MHz離れた周波数を中心とする(14)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から(14)二・五MHz離れた周波数を中心とする(14)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(2) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(14)五MHz離れた周波数を中心とする(14)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数を中心とする(14)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14)二〇MHz離れた周波数を中心とする(14)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(一)五・二五デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	(二)一五・七デシベル以下

(4) 5MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

搬送波の周波数から(14)二〇MHz離れた周波数を中心とする(14)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置(中継を行うものを除く。)

(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から(14)二・五MHz離れた周波数を中心とする(14)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(2) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(14)五MHz離れた周波数を中心とする(14)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数を中心とする(14)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(14)二〇MHz離れた周波数を中心とする(14)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(一)五・二五デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	(二)一五・七デシベル以下

一〇 MHz	一五 MHz 以上二五 MHz 未満	(二)二二デシベル以下
二〇 MHz	三〇 MHz 以上五〇 MHz 未満	(二)二二デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五 MHz	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz 未満	(二)一〇デシベル以下
五 MHz	七・五 MHz 以上二二・五 MHz 未満	(一)一〇デシベル以下
一〇 MHz	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	(二)二五デシベル以下
二〇 MHz	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	(二)三〇デシベル以下
二〇 MHz	三〇 MHz 以上三五 MHz 未満	(二)二五デシベル以下
二〇 MHz	三五 MHz 以上五〇 MHz 未満	(二)三〇デシベル以下

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりである。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値

一〇 MHz	一五 MHz 以上二五 MHz 未満	(二)二二デシベル以下
二〇 MHz	三〇 MHz 以上五〇 MHz 未満	(二)二二デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置（中継を行うものを除く。）

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五 MHz	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz 未満	(二)一〇デシベル以下
五 MHz	七・五 MHz 以上二二・五 MHz 未満	
一〇 MHz	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	(二)二五デシベル以下
二〇 MHz	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	(二)三〇デシベル以下
二〇 MHz	三〇 MHz 以上三五 MHz 未満	(二)二五デシベル以下
二〇 MHz	三五 MHz 以上五〇 MHz 未満	(二)三〇デシベル以下

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値

二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二二デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が二・五MHzの無線設備にあつては離調周波数が六・二五MHz以上、チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇デシベル以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動

(二) 陸上移動局の送信装置(中継を行うものを除く。)

周波数 (f)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇デシベル以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動

二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二二デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が二・五MHzの無線設備にあつては離調周波数が六・二五MHz以上、チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限る。

<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満(注)</p>		
<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p>	<p>局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>	<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満 一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>

<p>二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満 一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>	<p>局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値 二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>

二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
--------------	------------------------------------------

注 チャンネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下（チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注1、注2）	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注1、注2）	五ワット以下

二、五三五 MHz 以上二、六三〇 MHz 未満（注）	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値
二、六三〇 MHz 以上二、六四〇 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が 次式による値以下の値 -20 - (f - 2630) デシベル f は、送信装置に使用する電波の周波数（単位 MHz）のうち上欄に掲げる範囲のものとする。
二、六四〇 MHz 以上二、六五五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限る。

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下（チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注1、注2）	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注1、注2）	五ワット以下

二三デシベルを超え二五デシベル以下（注1、注2）

二三デシベルを超え二五デシベル以下（注1、注2）

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
四デシベル以下	二〇〇ミリワット以下（注3、注4）
四デシベルを超え一〇デシベル以下（注1、注2）	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注2）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注2）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注2）	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わな

3 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、送信する電波の一キャリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
四デシベル以下	二〇〇ミリワット以下（注3、注4）
四デシベルを超え一〇デシベル以下（注1、注2）	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注2）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注2）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注2）	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わな

3 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、送信する電波の一キャリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の

- 送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。
- (2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一二デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
一三デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

- (1) チャンネル間隔が二・五 MHz のもの
希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（及び） MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。
- (2) チャンネル間隔が五 MHz のもの
希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（ MHz 及び

- 送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。
- (2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一二デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
一三デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

- (1) チャンネル間隔が二・五 MHz のもの
希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（及び） MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。
- (2) チャンネル間隔が五 MHz のもの
希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（ MHz 及び

(一) Mhz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が一〇Mhzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() Mhz及

び() Mhz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(4) チャンネル間隔が二〇Mhzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() Mhz及

び() Mhz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7 送空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源供給は、交流電源によること。

8 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10 陸上移動局(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五Mhz高い周波数及び最も低い周波数から五Mhz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下である

(一) Mhz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が一〇Mhzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() Mhz及

び() Mhz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(4) チャンネル間隔が二〇Mhzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から() Mhz及

び() Mhz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7 送空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源供給は、交流電源によること。

8 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10 陸上移動局(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五Mhz高い周波数及び最も低い周波数から五Mhz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下である

- 1)と。
- (二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
- (三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

- 1)と。
- (二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
- (三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

四 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1) 不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては(二)の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては(一)の許容値を、それぞれ適用する。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 システム間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一一・五MHz以上、システム間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が

(二) 二五MHz以上となる周波数帯に限る。
陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六三〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
二、六三〇MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 システム間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が二二・五MHz以上、システム間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。

2) 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては次表に定める陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては次表に定める基地局の許容値を、それぞれ適用する。

無線局の種類	システム間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	五MHz	一 離調周波数が二・八二二五MHz以上三・四三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯

陸上移動局	五MHz	<p>一〇MHz</p> <p>一 離調周波数が五・三二二五MHz以上五・九三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・ニデシベル以下の値</p> <p>二 離調周波数が五・九三七五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・ニデシベル以下の値</p> <p>三 離調周波数が一〇MHz以上二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>一 空中線電力が〇・一六ワット以下の無線設備</p> <p>(一) 離調周波数が二・八一二五MHz以上三・四三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域内における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p> <p>(二) 離調周波数が三・四三七五MHz以上四・〇六二五MHz未満の周波</p>

数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が

(一) 一三デシベル以下の値

(三) 離調周波数が四・〇六二五MHz以上七・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二八デシベル以下の値

(四) 離調周波数が七・五MHz以上一三・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

二
空中線電力が〇・一六ワットを超え〇・五ワット以下の無線設備

(一) 離調周波数が二・八一二五MHz以上三・四三七五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域内における平均電力が

(二) 八デシベル以下の値

(二) 離調周波数が三・四三七五MHz以上四・〇六二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)一八デシベル以下の値

(三) 離調周波数が四・〇六二五MHz以上七・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二八デシベル以下の値

(四) 離調周波数が七・五MHz以上一三・五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

	一〇 MHz
<p>ル以下の値</p> <p>一 空中線電力が〇・一六ワット以下の無線設備</p> <p>(一) 離調周波数が五・三一二五 MHz 以上五・九三七五 MHz 未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇 kHz の帯域内における平均電力が</p> <p>(二) 一三デシベル以下の値</p> <p>(二) 離調周波数が五・九三七五 MHz 以上六・五六二五 MHz 未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 一三デシベル以下の値</p> <p>(三) 離調周波数が六・五六二五 MHz 以上一〇 MHz 未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二八デシベル以下の値</p> <p>(四) 離調周波数が一〇 MHz 以上二五 MHz 未満の周波数帯にあつては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値</p> <p>二 空中線電力が〇・一六ワットを超え〇・五ワット以下の無線設備</p> <p>(一) 離調周波数が五・三一二五 MHz 以上五・九三七五 MHz 未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇 kHz の帯域内における平均電力が</p> <p>(二) 八デシベル以下の値</p> <p>(二) 離調周波数が五・九三七五 MHz 以上六・五六二五 MHz 未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が</p>	

別表 送信装置の使用場所
 一 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条

別表 送信装置の使用場所
 一 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条

			(一) 一八デシベル以下の値 (三) 離調周波数が六・五六二五MHz以上一〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三デシベル以下の値 (四) 離調周波数が一〇MHz以上二五MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3| 基地局の相互変調特性は次のとおりとする。

(一) 五MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(ハ)五MHz及び(ヒ)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(二) 一〇MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(ハ)一〇MHz及び(ヒ)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4| 送信バースト長は、次表に定めるとおりとする。

基地局	三・二七ミリ秒
陸上移動局	一・六三五ミリ秒

注1 送信バースト長の許容値は、基地局送信バースト長にあつては(ハ)二マイクロ秒、陸上移動局送信バースト長にあつては(ハ)四マイクロ秒であること。

2| 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。

第一項に規定する過疎地域（同法第三十二条の規定により読み替えて適用された過疎地域の市町村以外の市町村の区域を含む。）及び同法第三十二条の規定により過疎地域とみなして同法の規定が適用される市町村の区域をいう。）

二 離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。）

三 山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村の区域をいう。）

第一項に規定する過疎地域（同法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同法第三十三条の規定により過疎地域とみなして同法の規定を適用する地域をいう。）

二 離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）

三 山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき振興山村として指定された山村をいう。）

○平成二十年総務省告示第四百六十七号（簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアアセンスの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示（傍線部分は改正部分）
 新旧対照表

		改正後	改正前
	一 (略)	二 発射可能な周波数及び空中線電力は、次のとおりとする。	一 (略)
	1 周波数	1 周波数	1 周波数
	(1)	(1) 設備規則第五十四条第二号チに規定するキャリアアセンスを備え付けており、かつ、法第四条第二号の適合表示無線設備のみを使用するもの 三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八二二五MHz以下の周波数であつて、三五一・一六八七五MHz及び三五一・一六八七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの (2) (1)のもの以外のもの 一五四・四四三七五MHz以上一五四・六一二五MHz以下の周波数であつて、一五四・四四三七五MHz及び一五四・四四三七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びに四六七MHz以上四六七・四MHz以下の周波数であつて、四六七MHz及び四六七MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの	(1) 設備規則第五十四条第二号チに規定するキャリアアセンスを備え付けており、かつ、法第四条第二号の適合表示無線設備のみを使用するもの 三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八二二五MHz以下の周波数であつて、三五一・一六八七五MHz及び三五一・一六八七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの (2) (1)のもの以外のもの 四六七MHz以上四六七・四MHz以下の周波数であつて、四六七MHz及び四六七MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの
	2 (略)		2 (略)
三・四	(略)		三・四 (略)

○平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正後

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、八八四・五 MHz 以上、 九一九・六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル以下の値
一、九一九・六 MHz 以上、 九二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

注 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、八八四・五 MHz 以上、 九一九・六 MHz 未満	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値
一、九一九・六 MHz 以上、 九二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値

改正前

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、八八四・五 MHz 以上、 九一九・六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル以下の値
一、九一九・六 MHz 以上、 九二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

注 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、八八四・五 MHz 以上、 九一九・六 MHz 未満	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値
一、九一九・六 MHz 以上、 九二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下の値

一七〇MHz未満(注)	電力が(一)三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

3(5) (略)

二 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上(一)、四二七・九MHz以上二、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、一、九二〇MHz以上二、一八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

一七〇MHz未満(注)	力が(一)三〇デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

3(5) (略)

二 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上(一)、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、一、九二〇MHz以上一、一八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

以下を除く。(注)	(略)
(略)	(略)
一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上(一、 八八四・五MHz以上)、 九一五・七MHz以下を除く。 (注)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

注 (略)

3~5 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

下を除く。(注)	(略)
(略)	(略)
一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上(一、 八八四・五MHz以上)、 九一九・六MHz以下を除く。 (注)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

注 (略)

3~5 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 一、八三九・九MHz を超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、**一、八三九・九MHz**を超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2・3 (略)

(2) (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数

不要発射の強度の許容値

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 一、八四四・九MHz を超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、**一、八四四・九MHz**を超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2・3 (略)

(2) (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数

不要発射の強度の許容値

(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

(2)

七二八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以下、八八四・五MHz以上九一五・七MHz以下)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値

(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
(略)	(略)

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

(2)

陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下、七一八MHzを超え七四八MHz以下の電波を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値

<p>MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)</p>	
<p>四七〇MHz以上七一〇MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・ニデシベル以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p>
<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>1 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>

<p>周波数を使用するものにあつては四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下並びに九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)</p>	
<p>四七〇MHz以上七一〇MHz以下</p>	<p>任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・ニデシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p>
<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p>
<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、八一五MHzを超え八四五MHz以下及び九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>

<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一一・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以下、<u>九一五・七MHz</u>以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p>	<p>1 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が五MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一一・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、<u>一、八四四・九MHz</u>以上一、八七九・九MHz以下、<u>一、八八四・五MHz</u>以上一、<u>九一九・六MHz</u>以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p> <p>〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値とする。</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)であって、チャネル間隔が五MHzのもの</p>
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一、八四四・九MHz以上二、八七九・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値
一、八三九・九MHz以上二、八四四・九MHz未満	<p>九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五デシベル以下の値</p> <p>1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p> <p>1、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p> <p>1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

注 五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四

一、八四四・九MHz以上二、八七九・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値
一、八三九・九MHz以上二、八四四・九MHz	<p>にあっては任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値、チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものにあっては任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五デシベル以下の値とする。</p>

注 五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限る。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz

七五・九MHz以上二、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

3・4 (略)

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつてはこの限りでない。

3・4 (略)

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一五・七 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

(2) 注 1・2 (略)
陸上移動局の送信装置

(略)	一、〇〇〇 MHz 以上 二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一五・七 MHz</u> 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
(略)	一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一五・七 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

注 (略)

3 5 (略)

五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

(略)	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
一、〇〇〇 MHz 以上 二・七五 GHz	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅にお	け

(略)	一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一五・七 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

(2) 注 1・2 (略)
陸上移動局の送信装置

(略)	一、〇〇〇 MHz 以上 二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一五・七 MHz</u> 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
(略)	一、八八四・五 MHz 以上 <u>一、九一五・七 MHz</u> 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

注 (略)

3 5 (略)

五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

(略)	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
一、〇〇〇 MHz 以上 二・七五 GHz	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅にお	け

(2)

未滿(一、八八四・五MHz以上、 九一・七MHz 以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	る平均電力が(二)一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上 九一・七MHz 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)
一、八八四・五MHz以上 九一・七MHz 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上**九一・七MHz**以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

陸上移動局の送信装置

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から一

(2)

未滿(一、八八四・五MHz以上、 九一・九MHz 以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	る平均電力が(二)一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上 九一・九MHz 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)
一、八八四・五MHz以上 九一・九MHz 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上**九一・九MHz**以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 (略)

陸上移動局の送信装置

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から一

二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から二〇MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

3・4 (略)

六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうちバースト長が五ミリ秒のもの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	五MHz	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値
(略)	一、九一五・七MHz以上、 九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値
一〇MHz	(略)	(略)	(略)

二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から二〇MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から三五MHz以上離れた周波数帯に限る。

3・4 (略)

六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうちバースト長が五ミリ秒のもの技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	五MHz	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値
(略)	一、九一九・六MHz以上、 九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値
一〇MHz	(略)	(略)	(略)

(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	一、九一五・七MHz以上二、九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値

注 (略)
(2) 陸上移動局の送信装置

五MHz	チャンネル間隔	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	一、八八四・五MHz以上二、九八〇MHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満を除く。	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	一、八八四・五MHz以上二、一七〇MHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満を除く。	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値

(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	一、九一九・六MHz以上二、九二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四九デシベル以下の値

注 (略)
(2) 陸上移動局の送信装置

五MHz	チャンネル間隔	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	一、八八四・五MHz以上二、九八〇MHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、九一六MHz未満を除く。	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	一、八八四・五MHz以上二、一七〇MHz未満(一)、八八四・五MHz以上一、九一六MHz未満を除く。	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値

	(注)	
(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

注 (略)
355 (略)

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局であつて、時分割複信方式を用いるものうち送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものの送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(二)、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値	

	(注)	
(略)	一、八八四・五MHz以上、 九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

注 (略)
355 (略)

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局であつて、時分割複信方式を用いるものうち送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものの送信装置の技術的条件

1 (略)

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合には基地局の許容値を、基地局へ送信する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(二)、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値	

<p>九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(2) 注 (略)
陸上移動局の送信装置

<p>周波数</p> <p>(略)</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>(略)</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz未満、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz未満を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値</p>

<p>九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(2) 注 (略)
陸上移動局の送信装置

<p>周波数</p> <p>(略)</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>(略)</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz未満、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz未満を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値</p>

3
5 注
(略) (略)

(略)

(略)

3
5 注
(略) (略)

(略)

(略)

○平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する告示
（傍線部は改正部分）
新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p>

○平成二十一年総務省告示第二百四十九号（平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後

改 正 前

<p>一 (略)</p> <p>二 平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号(二)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 154 1155 524">周波数</td> <td data-bbox="1075 524 1155 1088">一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下</td> </tr> </table>	周波数	一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下	<p>区域</p> <p>関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域</p>
周波数	一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下		
<p>一 (略)</p> <p>二 平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号(二)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 1160 1155 1529">周波数</td> <td data-bbox="1075 1160 1155 1529">一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下</td> </tr> </table>	周波数	一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下	<p>区域</p> <p>北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域</p>
周波数	一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下		

(傍線部は改正部分)

○平成二十二年総務省告示第三百八十九号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 PHSの無線局の無線設備は、一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHzの周波数の電波を制御チャネルとして使用できるものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 PHSの無線局の無線設備は、次に掲げる周波数を制御チャネルとして使用できるものであること。</p> <p>(一) 一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHz (二) 一、九一六・七五MHz、一、九一七・三五MHz又は一、九一七・九五MHz (三) 一、九一六・一五MHz</p> <p>二・三 (略)</p>

改正後

改正前

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア (略)

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上、 <u>九一五・七MHz</u> 以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 <u>九一五・七MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五一デシベル以下の値

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上、 <u>九一九・六MHz</u> 以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 <u>九一九・六MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五一デシベル以下の値

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値

(略)	(略)	(八一五MHzを超え八四五MHz以下を除く。)
(略)	(略)	八一五MHzを超え八四五MHz以下 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

(略)	(略)	周波数 八一五MHz以下、 八四五MHzを超え 一、〇〇〇MHz未 満
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一六デシベル以下の値
(略)	(略)	八一五MHzを超え 八四五MHz以下 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値

イ (略)
ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、**一、七四四・九MHz**を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(略)	(略)	周波数 一、〇〇〇MHz以上 一・二・七五GHz未満
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値

(略)	(略)	(八一五MHzを超え八四五MHz以下及び 八八五MHz を超え 九五八MHz 以下を除く。)
(略)	(略)	八一五MHzを超え八四五MHz以下及び 八八五MHz を超え 九五八MHz 以下 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

(略)	(略)	周波数 八一五MHz以下、 八四五MHzを超え 八八五MHz 以下及び 九五八MHz を超え 一、〇〇〇MHz未 満
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一六デシベル以下の値
(略)	(略)	八一五MHzを超え 八四五MHz以下及 八八五MHz を超え 九五八MHz 以下 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値

イ (略)
ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、**一、七四九・九MHz**を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(略)	(略)	周波数 一、〇〇〇MHz以 上一・二・七五GHz
(略)	(略)	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル以下の値

（一）、八八四・五 MHz以上、 <u>九一 五・七MHz</u> 以下を除 く。）	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が（二）五一デシベル以下の値
一、八八四・五MHz 以上、 <u>九一五・ 七MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が（二）五一デシベル以下の値

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア（略）

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上 一・二・七五MHz 未満（一）、八八 四・五MHz以上、 <u>九 一五・七MHz</u> 以 下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が （二）一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz 以上、 <u>九一五・ 七MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が（二）四一デシベル以下の値

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

未満（一）、八八 四・五MHz以上、 <u>九 一九・六MHz</u> 以 下を除く。）	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が （二）五一デシベル以下の値
一、八八四・五MHz 以上、 <u>九一九・ 六MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が（二）五一デシベル以下の値

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア（略）

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上 一・二・七五MHz 未満（一）、八八 四・五MHz以上、 <u>九 一九・六MHz</u> 以 下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二） 一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz 以上、 <u>九一九・ 六MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力 が（二）四一デシベル以下の値

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八一五MHzを超え八四五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 二六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値
(略)	(略)

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

周波数	不要発射の強度の許容値
八一五MHz以下、八四五MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値
(略)	(略)

イ (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、**一、七四四・九MHz**を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八一五MHzを超え八四五MHz以下及び び八八五MHzを超え九五八MHz以下 を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 二六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下及び び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値
(略)	(略)

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

周波数	不要発射の強度の許容値
八一五MHz以下、八四五MHzを超え び八八五MHzを超え九五八MHz 未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下及び び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値
(略)	(略)

イ (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、**一、七四九・九MHz**を超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五MHz未満(一、八八四・五MHz以上、 <u>九一五・七MHz</u> 以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 <u>九一五・七MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの
(略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・ニデシベル低い値又は、八一五MHz以下及び八四五MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八四五MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五MHz未満(一、八八四・五MHz以上、 <u>九一九・六MHz</u> 以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 <u>九一九・六MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの
(略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・ニデシベル低い値又は、八一五MHz以下、八五〇MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・ニデシベル低い値又は、八一五MHz以下及び八四五MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八四五MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(二ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(イ) (イ) (略)

ウ (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

(略)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

(イ) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・ニデシベル低い値又は、八一五MHz以下及び八四五MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八四五MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(二ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・ニデシベル低い値又は、八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(二ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(イ) (イ) (略)

ウ (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

(略)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

(イ) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・ニデシベル低い値又は、八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル(二ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は、八一五MHz以下及び八四五MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八四五MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

三 (略)

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は、八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値、かつ、八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

三 (略)

四 無線設備規則第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線局の送信装置の技術的条件は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 陸上移動局の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
八一〇MHz以下及び八九五MHzを超えるもの(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八一〇MHzを超え八六〇MHz以下(八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを	1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数

イ

<p>超え八四六kHz以下を除く。)</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八三二kHzを超え 八三四kHz以下、 八三八kHzを超え 八四六kHz以下及び 八六〇kHzを超え 八九五kHz以下</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値</p>
<p>注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。</p> <p>基地局対向器に係るもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>周波数</p> <p>八八五kHz以下 (八一五kHzを超え八五〇kHz以下を除く。)及び九五八kHzを超えるもの(一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下を除く。)</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八一五kHzを超え 八五〇kHz以下、 八八七kHzを超え 八八九kHz以下、 八九三kHzを超え</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p>

<p>九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下 八八五MHzを超え九五八MHz以下 (八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。)</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下</p>	<p>帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値</p>
<p>周波数 八一〇MHz以下及び八九五MHzを超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(2)

ア 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの
陸上移動中継局の送信装置

	<p>均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
<p>八一〇kHzを超え八六〇kHz以下（八三二kHzを超え八三四kHz以下及び八三八kHzを超え八四六kHz以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八三二kHzを超え八三四kHz以下、八三八kHzを超え八四六kHz以下及び八六〇kHzを超え八九五kHz以下</p>	<p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える五〇ワット以下の送信装置</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
<p>周波数</p> <p>八八五kHz以下 (八一五kHzを超え八五〇kHz以下を除く。)及び九五八kHzを超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1) 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2) 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が二五ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>

<p>八一五kHzを超え、 八五〇kHz以下、 八八七kHzを超え、 八八九kHz以下、 八九三kHzを超え、 九〇一kHz以下及び 九一五kHzを超え、 九二五kHz以下</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八八五kHzを超え、 九五八kHz以下 (八八七kHzを超え、 八八九kHz以下、 八九三kHzを超え、 九〇一kHz以下及び 九一五kHzを超え、 九二五kHz以下を除く。)</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>

値 は空中線電力より六〇デシベル以上低い

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2) 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

装置の区別	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
陸上移動局対向器に係るもの	八一〇kHzを超え八六〇kHz以下（八三二kHzを超え八三四kHz以下及び八三八kHzを超え八四六kHz以下を除く。）	1) 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 2) 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値
八三二kHzを超え八三四kHz以下、八三八kHzを超え八四六kHz以下及び八六〇kHzを超え八九五kHz以下	1) 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2) 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値	

<p>基地局対向器に係るもの</p>	<p>八一五㎒を超え八五〇㎒以下、八八七㎒を超え八八九㎒以下、八九三㎒を超え九〇一㎒以下及び九一五㎒を超え九二五㎒以下</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八八五㎒を超え九五八㎒以下（八八七㎒を超え八八九㎒以下、八九三㎒を超え九〇一㎒以下及び九一五㎒を超え九二五㎒以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>	
<p>陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの</p>	<p>八一〇㎒を超え八六〇㎒以下（八三二㎒を超え八三四㎒以下及び八三八㎒を超え八四六㎒以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ</p>

	<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>
<p>2 空中線電力より六〇デシベル以上低い値 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯</p>

<p>基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの</p>	<p>八一五㎒を超え八五〇㎒以下、八八七㎒を超え八八九㎒以下、八九三㎒を超え九〇一㎒以下及び九一五㎒を超え九二五㎒以下</p>	<p>領域の平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p> <p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八㎒未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八㎒以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p> <p>1 離調周波数が一・九八㎒未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p>
<p>八八五㎒を超え九五八㎒以下（八八七㎒を超え八八九㎒以下、八九三㎒を超え</p>	<p>1 離調周波数が一・九八㎒未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p>	

九〇一kHz以下及び九
一五kHzを超え九二五
kHz以下を除く。)

2]

- 任意の三〇kHzの帯域
幅の平均電力が二五マイ
クロワット以下の値
- (2) 空中線電力が一ワッ
トを超える送信装置
- 任意の三〇kHzの帯域
幅の平均電力が二・五マ
イクロワット以下の値又
は空中線電力より六〇デ
シベル以上低い値
- 離調周波数が一・九八kHz
以上の周波数帯
- (1) 空中線電力が一ワッ
ト以下の送信装置
- 任意の一〇〇kHzの帯
域幅の平均電力が二五マ
イクロワット以下の値
- (2) 空中線電力が一ワッ
トを超える送信装置
- 任意の一〇〇kHzの帯
域幅の平均電力が二・五
マイクロワット以下の値
又は空中線電力より六〇
デシベル以上低い値

○平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正後		改正前	
1 (略)		1 (略)	
2 特定小電力無線局		2 特定小電力無線局	
	周波数		指定周波数帯
	313.625MHz		312MHzから315.25MHzまで
	403.5MHz		402MHzから405MHzまで
	403.65MHz		403.5MHzから403.8MHzまで
	433.92MHz		433.67MHzから434.17MHzまで
	2,441.75MHz		2,400MHzから2,483.5MHzまで
	2,448.875MHz		2,427MHzから2,470.75MHzまで
	10.525GHz		10.5GHzから10.55GHzまで
	24.15GHz		24.05GHzから24.25GHzまで
	60.5GHz		60.0GHzから61.0GHzまで
	61.5GHz		57.0GHzから66.0GHzまで
	76.5GHz		76.0GHzから77.0GHzまで
	<u>79.5GHz</u>		<u>78.0GHzから81.0GHzまで</u>
3・4 (略)		3・4 (略)	

○七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める告示

平成二十四年総務省告示第四百四十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十二の二**第一項第二号**、**第二項第二号**並びに**第三項第二号**及び**第三号**の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十三年総務省告示第五百二十八号（七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

一 無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

- 1 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器
- 2 データ信号用付属装置その他これに準ずるもの
- 3 信号処理装置

二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和が、一〇・五ミリ秒以下であること。

三 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

- 1 キャリアセンスの技術的条件は、受信装置の空中線端子における電力が（一）五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。
- 2 任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、六六〇マイクロ秒以下であり、かつ、送信バースト長は三三〇マイクロ秒以下であること。

（傍線部は変更部分）

平成二十三年総務省告示第五百二十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十二の二**第二項第二号**並びに**第三項第二号**及び**第三号**の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を次のように定める。

一 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用する無線設備の技術的条件は、**次のとおりとする。**

任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、一〇・五ミリ秒以下であること。

二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

- 1 キャリアセンスの技術的条件は、受信装置の空中線端子における電力が（一）五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。
- 2 任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、六六〇マイクロ秒以下であり、かつ、送信バースト長は三三〇マイクロ秒以下であること。

○平成二十四年総務省告示第三百四十二号（電波法第百二条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を改正する件
 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数	法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
一の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、1,427.9MHzを超え <u>1,462.9MHz</u> 以下、1,475.9MHzを超え <u>1,510.9MHz</u> 以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注1）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及びび ² 2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数	一の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、1,427.9MHzを超え <u>1,455.35MHz</u> 以下、1,475.9MHzを超え <u>1,503.35MHz</u> 以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注1）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及びび ² 2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
(略)	(略)	(略)	(略)
八の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注2）、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、1,427.9MHzを超え <u>1,945MHz</u>	八の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注2）、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、1,427.9MHzを超え <u>1,945MHz</u>

<p>(略)</p> <p>462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及V²2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数</p>	<p>(略)</p> <p>455.35MHz以下、1,475.9MHzを超え1,503.35MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及V²2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数</p>
<p>注 1・2 (略)</p>	<p>注 1・2 (略)</p>

○総務省告示第四百四十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第二号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備に係る識別符号を管理する者を次のとおり定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター